

第 7 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成29年10月23日

(平成28年度決算)

(警察本部・出納局・各種委員会等・教育委員会)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成29年10月23日(月曜日)

午前9時59分開議
 午前10時59分休憩
 午前11時4分開議
 午前11時28分休憩
 午後0時58分開議
 午後2時30分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第44号 平成28年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第47号 平成28年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 平成28年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 平成28年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(11人)

- 委員長 坂田孝志
- 副委員長 浦田祐三子
- 委員 村上寅美
- 委員 氷室雄一郎
- 委員 藤川隆夫
- 委員 小早川宗弘
- 委員 森浩二
- 委員 田代国広
- 委員 内野幸喜
- 委員 増永慎一郎
- 委員 磯田毅

欠席委員(1人)

- 委員 前川收

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

- 本部長 村田達哉
- 警務部長 森川武
- 生活安全部長 松岡範俊
- 刑事部長 吉長立志
- 交通部長 奥田隆久
- 警備部長 石原裕洋
- 首席監察官 杉村武治
- 参事官兼警務課長 熊川誠吾
- 参事官兼会計課長 木村浩憲
- 理事官兼厚生課長 田中亮臣
- 理事官兼総務課長 開田哲生
- 参事官兼生活安全企画課長 吉田至
- 参事官兼地域課長 笠間康秀
- 生活環境課長 川辺信一
- 参事官兼刑事企画課長 國津剛
- 参事官(組織犯罪対策) 梅下雅豊
- 参事官兼交通企画課長 船江英二
- 参事官(運転免許) 木庭俊昭
- 理事官兼交通指導課長 井上智
- 交通規制課長 瀬河清信
- 運転免許課長 沖田茂行
- 参事官兼警備第一課長 中村勇一
- 機動隊長 平木敏史
- 警察学校長 内田大和

出納局

- 会計管理者兼出納局長 金子徳政
- 会計課長 無田英昭
- 管理調達課長 石川修

人事委員会事務局

- 局長 田中信行
- 総務課長 井上知行
- 公務員課長 西尾浩明

監査委員事務局

- 局長 高山寿一郎

首席審議員兼監査監 小 原 信
 労働委員会事務局
 局 長 一 喜美男
 審査調整課長 中 島 洋 二
 議会事務局
 局 長 吉 田 勝 也
 次長兼総務課長 中 島 昭 則
 議事課長 中 村 誠 希
 政務調査課長 上 村 祐 司
 教育委員会
 教育長 宮 尾 千加子
 教育理事 山 本 國 雄
 教育総務局長 青 木 政 俊
 教育指導局長 越 猪 浩 樹
 教育政策課長 江 藤 公 俊
 学校人事課長 手 島 和 生
 社会教育課長 坂 本 富 明
 文化課長 岡 村 郷 司
 施設課長 猿 渡 伸 之
 高校教育課長 牛 田 卓 也
 義務教育課長 高 本 省 吾
 特別支援教育課長 藤 田 泰 資
 人権同和教育課長 徳 永 憲 治
 体育保健課長 西 村 浩 二

事務局職員出席者

議事課主幹 門 垣 文 輝
 議事課主幹 楨 原 俊 郎

午前9時59分開議

○坂田孝志委員長 皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから第7回決算特別委員会を開会いたします。

今日は、午前には警察本部、出納局及び各種委員会等の審査を行い、午後から教育委員会の審査を行うこととしております。

それではまず、警察本部の審査を行います。

執行部の説明を求めた後に、質疑を受けた

と思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは初めに、警察本部長から御挨拶をお願いします。

○村田警察本部長 坂田委員長を初め委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたりまして、深い御理解と温かい御支援を賜っているところでございます。厚く御礼を申し上げます。

県警察といたしましては、今後とも県民の皆様への期待と信頼に応えるために、安全で安心して暮らせる熊本の実現に向けまして、組織を挙げて取り組んでまいり所存でございますので、どうぞ引き続き御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、この後、決算の概要等につきまして警務部長から、その詳細につきましては会計課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○坂田孝志委員長 次に、警務部長から、決算概要の説明をお願いします。

○森川警務部長 警務部長の森川でございます。よろしくお願ひいたします。

着座にて説明させていただきます。

私から、警察本部の決算概要について御説明いたします。

まず、平成28年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において施策推進上改善または検討を要する事項等として御指摘をいただいたものにつきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

指摘事項は2点ございました。まず1点目は、「警察施設の整備について、熊本地震を踏まえて、警察施設の防災拠点としての重要性は一段と高まっており、今後の警察施設の整備については、県民の安全確保のため、で

きる限り予算を確保し、早期に整備できるよう努めること。」との御指摘であります。

警察施設の整備につきましては、平成25年度に熊本東警察署を警察本部との複合施設として建てかえを行ったほか、今年度には、警察署再編に関連いたしまして、9月に氷川町に氷川機動センターの新設、また、平成30年3月には熊本市北区に熊本北合志警察署を新設予定であるなど、県議会や知事部局の御理解、御協力を得ながら、厳しい県財政の中、順次整備を進めさせていただいているところであります。

引き続き、災害時の活動拠点として警察機能を維持するために、施設の長寿命化に配慮しながら、順次整備を行うことが大変重要なことと認識しております。

今後も、関係機関の御理解、御協力を得ながら、これまで以上に施設整備の予算確保に努め、県民の安全、安心の活動拠点となる警察施設の整備に取り組んでまいります。

次に、2点目は、「警察職員の定員について、本県の警察官1人当たりの県民の負担人口は、全国平均を上回り九州でも一番多くなっており、県民の安全確保のため、できる限り定員を増員できるよう努めること。」との御指摘であります。

平成27年度から平成29年度にかけて行われた地方警察官の増員において、本県には40人の増員がなされたところであります。これにより、平成29年度において、本県の警察官1人当たりの負担人口は、前年度より7人減の591人となったものの、他の都道府県警察と比較すると、警察官1人当たりの負担人口は、九州第1位、全国では第11位と、依然として高い水準にあります。

これを踏まえまして、今年度は、平成29年6月7日に、総務省及び警察庁に対し、警察官の増員について要望を行ったところであります。

今後も、適宜必要な要望を行い、定員の増

員に努めてまいります。

それでは、平成28年度決算の概要について御説明いたします。

決算特別委員会説明資料の1ページ、平成28年度歳入歳出決算総括表により御説明いたします。

まず、歳入についてでございますが、予算現額37億2,798万1,000円に対しまして、調定額31億7,345万1,000円、収入済み額31億6,979万1,000円で、調定額に対する収入率は99.9%となっております。

不納欠損額は9万7,000円で、その主なものは、放置違反金が時効により消滅したものでございます。

また、収入未済額は356万3,000円であり、その主なものは、放置違反金や交通事故による公用車の損害賠償金に係る未収金でございます。

次に、歳出についてでございますが、予算現額401億2,157万7,000円に対しまして、支出済み額380億248万9,000円で、執行率は94.7%となっております。

翌年度繰越額は15億3,608万4,000円で、その主なものは、地震で被害に遭った施設の復旧工事等が繰り越されたものであります。

不用額は5億8,300万4,000円となっております。その主なものは、職員給与費等の人件費及び各事業実施後の執行残でございます。

以上が警察本部の平成28年度決算の概要でございますが、詳細につきましては会計課長が御説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○坂田孝志委員長 次に、会計課長から、決算資料の説明をお願いします。

○木村会計課長 会計課長の木村でございます。よろしく願いいたします。

それでは、着座の上説明をさせていただきます。

平成28年度決算資料の説明に先立ちまして、本年7月に実施されました県監査委員による警察本部への定期監査で御指摘を受けました2件につきまして、その内容とその後の措置状況を御報告いたします。

1件目は、職員の交通事故についてであります。

「公用車による、毀損額が大きい物損事故が1件、過失割合が高い物損事故が1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。」という御指摘でありました。

県警では、職員の交通事故の防止を重要な課題として認識しており、公用車交通事故防止総合プランに基づき、組織を挙げて職員の交通事故防止に取り組んでいるところでございます。

今回御指摘を受けました交通事故防止に対する措置としましては、1、幹部による交通事故防止に対する反復継続した指導教養の実施、2、単独乗車における十分な安全確認の実施、3、監察課による交通事故当事者の招致指導及び運転技能訓練の実施、4、幹部による出発前の交通事故防止に対する注意喚起、これらの施策を確実に実施して、職員の交通安全意識の高揚及び交通事故防止対策に努めており、交通事故の絶無に万全を期してまいります。

2点目は、委託料の支払い遅延についてであります。

「庁舎清掃業務委託に係る委託料の支払が遅れ、遅延利息(6万9,900円)を支払っている。支払手続においては、組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。」という御指摘でありました。

これは、熊本地震により庁舎が甚大な被害を受け、同清掃業務の履行が一部不可能となり、委託業務の内容を見直す必要が生じたことから、担当者間で業務の区間や回数の変更

を口頭確認していたものの、復旧工事の協議や来庁者への対応など多忙をきわめたため、正式な変更協議契約が行われないまま、口頭による変更内容に基づき業務履行されておりました。

この業務履行に基づき、請求書が毎月提出されておりましたが、支払い担当職員が正式な変更協議及び支払い事務を保留したままにしていたため、未払いとなっていたものであります。

本件発覚後、当該所属は、出納局会計課の指導のもと、速やかに委託料を支払うとともに、5カ月分の遅延利息の支払いを行ったところであります。

この事案を受けまして、警察本部としての対応、取り組みといたしましては、支払いチェック表の活用による支払い状況の確認強化と適正経理の重要性、報告、連絡、相談の徹底等を認識させるための指導教養により、同種事案の未然防止と職員の適正経理に対する意識の向上を図っております。

今後も、支払いチェック表の確認による同種事案の未然防止の徹底、不適正経理に関する指導教養の継続的な実施、担当職員の能力に応じた業務負担の適正配分等の施策により、適正経理に努めてまいります。

引き続きまして、平成28年度の歳入歳出決算につきまして、お手元の平成29年度決算特別委員会説明資料により御説明いたします。

1ページ目の平成28年度歳入歳出決算総括表に記載しております歳入、歳出それぞれに係る予算現額等につきましては、先ほど警務部長から報告がなされましたので、私からは、2ページ以降の歳入に関する調べ及び歳出に関する調べに基づき、具体的に内容を御報告いたします。

なお、歳入に関する調べにおいては、備考欄に各項目ごとの処理件数等を、また、歳出に関する調べでは、不用額の内容等をそれぞれ記載しましたので、参照をお願いいたします。

す。

それでは、歳入について御説明いたします。

まず、使用料及び手数料でございますが、2ページから、おめくりいただき7ページ、上から3段目にあります認知機能検査手数料までが使用料及び手数料に関するもので、収入全体のおよそ62%を占めております。中でも、3ページ、最上段の自動車運転免許証交付手数料が最も多く、使用料及び手数料全体のおよそ41%を占めております。

使用料及び手数料に、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、7ページをごらんください。

下から3段目の国庫支出金でございますが、ここから8ページの一番下の人権啓発活動委託金までが国庫支出金に関するものでございます。

8ページをごらんください。

下から2段目は、熊本地震により被害を受けた警察施設の復旧整備に要する経費への災害復旧費国庫補助金でございますが、復旧工事費のほとんどを翌年度に繰り越しましたことから、予算現額と収入済み額に開きがあるものでございます。

なお、国庫支出金に不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、9ページをごらんください。

財産収入でございます。

9ページから10ページの最上段の不用品売り払い収入までが財産収入に関するもので、財産収入に不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、10ページの上から2段目から12ページまでが諸収入に関するものでございます。

諸収入の不納欠損額について御説明いたします。

10ページの下から3段目の延滞金(放置違反金)に7,000円、その下の放置違反金に9万円の不納欠損額がありますが、これは備考欄

に記載しておりますとおり、いずれも時効期間満了による納付義務の消滅によるものでございます。

また、それぞれに収入未済額がありますが、いずれも放置違反金の未払いによるものでございます。

次に、11ページをごらんください。

上から2段目の雑入の収入未済額178万円につきましては、12ページの2段目の備考欄に記載しておりますとおり、10件の交通事故等による公用車の損壊に係る損害賠償金でございます。

12ページの最下段の年度後返納の収入未済額29万7,000円につきましては、恩給の過払い金の未返納分でございます。

不納欠損額及び収入未済額の詳細につきましては、後ほど附属資料の収入未済に関する調べ及び不納欠損に関する調べで御説明いたします。

以上が歳入に関する調べの説明でございます。

引き続きまして、13ページをごらんください。

歳出につきまして御説明いたします。最上段をごらんください。

警察費の予算現額385億2,428万9,000円に対し、支出済み額377億2,175万2,000円、翌年度繰越額2億7,708万円であり、不用額は5億2,545万7,000円となっております。

以下は、不用額を生じた理由の主なものについて御説明いたします。

なお、翌年度への繰越額につきましては、後ほど附属資料の繰越事業調べで御説明いたします。

まずは、中段の公安委員会費の欄をごらんください。

支出済み額は1,037万円で、不用額の70万円は、公安委員に対する報酬などの執行残でございます。

次に、警察本部費の欄をごらんください。

支出済み額311億8,890万6,000円、翌年度繰越額1,133万7,000円、不用額は2億4,408万円となっております。

不用額の主なものにつきましては、備考欄をごらんください。

退職者数が見込みより少なかったことに伴う退職手当の執行残が1億1,398万円余、職員給与や各種手当の実績が見込みより少なかったことに伴う執行残が9,969万円余、その他光熱水費等の経費節減に伴う執行残などが3,039万円余でございます。

続きまして、14ページをごらんください。

上段の装備費でございます。

支出済み額は4億4,678万1,000円、不用額は3,798万7,000円となっております。

不用額の主なものは、ガソリン単価の下落に伴う車両燃料費の減少や車両修繕費等の執行残が3,120万円余、その他装備品購入に係る入札に伴う執行残などが678万円余でございます。

次に、下段の警察施設費の欄をごらんください。

支出済み額10億9,809万7,000円、翌年度繰越額2億6,311万2,000円、不用額8,411万9,000円となっております。

不用額の主なものは、交番、駐在所等警察施設の整備事業等の入札に伴う執行残が1,810万円余、氷川機動センターの整備に伴う埋蔵文化財発掘調査等の執行残が1,752万円余、その他庁舎清掃委託等の入札に伴う執行残などが4,849万円余でございます。

続きまして、15ページをごらんください。

上段の運転免許費でございます。

支出済み額は11億3,285万9,000円、不用額は2,680万2,000円となっております。

不用額の主なものは、運転免許センターを運営するための諸費用の執行残が1,112万円余、その他各種講習委託等の執行残などが1,568万円余でございます。

中段の恩給及び退職年金費の欄をごらんく

ださい。

支出済み額は5,248万1,000円で、不用額の111万円は、恩給及び扶助料の受給者死亡による支給額の執行残でございます。

次に、下段から17ページまでの警察活動費でございます。

支出済み額37億9,225万5,000円、翌年度繰越額263万1,000円、不用額1億3,066万2,000円となっております。

警察活動費の不用額の主なものについて、上から順に説明いたします。

一般警察運営費での不用額は、活動用消耗品購入等の経費節減に伴う執行残などがございます。

総合治安対策費での不用額は、統合地理情報システム構築委託等の入札に伴う執行残、生活安全警察運営費での不用額は、警察安全相談員等の日給支給実績が見込みより少なかったことによる人件費の執行残などがございます。

16ページをお願いします。

地域警察運営費での不用額は、交番相談員等の日給支給実績が見込みより少なかったことによる人件費の執行残などがございます。

次の刑事警察運営費の不用額は、携帯電話通信費等の経費節減に伴う執行残など、交通警察運営費の不用額は、交通信号機電気料等の執行残など、交通安全施設費の不用額は、信号機等の交通安全施設整備に係る入札の執行残などがございます。

おめくりいただきまして、18ページをごらんください。

災害復旧費でございます。これは熊本地震による被害に係るものでございます。

中段の警察施設災害復旧費をごらんください。

支出済み額2億1,118万4,000円、翌年度繰越額12億4,034万1,000円、不用額4,711万9,000円となっております。

下段の交通安全施設災害復旧費でございま

す。

支出済み額6,955万3,000円、翌年度繰越額1,866万3,000円、不用額1,042万8,000円となっております。いずれの不用額も、入札に伴う執行残でございます。

以上が歳出に関する調べの説明でございます。

続きまして、別にお配りしております平成29年度決算特別委員会附属資料をごらんください。

1ページをごらんください。

平成28年度繰越事業調べでございます。

6事業で繰り越しをしておりますが、いずれも、熊本地震の発生に伴い工事予定を変更したことなどにより、年度内に工事が完了しなかったものでございます。

平成29年度への繰越額は、上から順に、女性の活躍を促進する組織づくり推進事業で1,133万7,000円、警察施設整備費で1億1,774万円、氷川機動センター整備事業で1億4,537万2,000円、交通安全施設等整備費で263万1,000円、警察施設災害復旧費で12億4,034万1,000円、交通安全施設災害復旧費で1,866万3,000円となっております。

いまだ契約に至っていない工事もございますが、平成29年度中の復旧完了を目指し事業を進めているところでございまして、現在の進捗状況につきましては、右側に記載のとおりでございます。

次に、2ページをごらんください。

平成28年度収入未済に関する調べでございます。

収入未済の内容でございますが、1の平成28年度歳入決算の状況のとおり、上から順に、放置違反金の延滞金9万7,000円、放置違反金138万6,000円、雑入としまして、交通事故等による公用車損壊に係る損害賠償金178万円、過年度収入の年度後返納としまして、恩給の過払いに伴う未返納金29万7,000円がでございます。

次に、3ページの3をごらんください。

収入未済額の状況を記載しております。

表中の右から3つ目のその他になっておりますものについては、納付の日程を交渉しているもの、財産の状況を調査しているもの、また刑務所等に収監中のものなどになります。

放置違反金を初めとする収入未済の解消につきましては、3ページの4にございます未収金対策のとおり、債務者に対する電話督促や休日、夜間の訪問徴収を継続的に行うなど、徹底した徴収促進に努めてまいりました。今後も引き続き、未収金の早期回収に取り組んでまいります。

次に、4ページをごらんください。

平成28年度不納欠損に関する調べでございます。

放置違反金に係る延滞金の不納欠損、1件、7,000円、放置違反金の不納欠損、6件、9万円でございます。これは、地方自治法第236条第1項の規定に基づく消滅時効により債権が消滅したため、不納欠損処分を行ったものでございます。

次に、5ページをごらんください。

平成28年度県有財産処分一覧表でございます。

番号1の宇城警察署職員住宅(三角浦C)についてであります。当該処分財産は、もともと宇区混乱地域内にあった県有地であり、境界が不明確な状態でありましたが、さきの国土調査により現地確認不能地とされ、実質は宇城市道の一部として管理されていると判断されたものでございます。

このため、宇城市との間で協議を行った結果、宇城市が寄附として受け入れを行い、道路として管理することが決定したため、これを譲与したものでございます。

次に、番号2の牛深警察署・旧深海駐在所についてであります。当初、一般競争入札により処分を計画していたところ、財産経営

課において行った市町村等への取得希望照会の結果、天草市から取得希望があったため、随意契約により建物、工作物を含めて売却したものでございます。

次に、6ページをごらんください。

取得用地の未登記一覧表でございます。

備考欄をごらんください。

山鹿警察署・旧植木交番につきましては、熊本市が施行する熊本都市計画事業植木中央土地区画整理事業の対象地となったことから、仮換地の指定がなされ、当該換地先に新たに交番を建設し移転整備を図ったところですが、同交番の敷地については、いまだ換地処分がなされていないことから未登記の状態であり、前述の土地区画整理事業の完了後に、熊本市において土地の表示登記がなされる予定でございます。

以上で警察本部の決算資料の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○坂田孝志委員長 以上で警察本部の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○村上寅美委員 会計課長にちょっとお尋ねします。

国からという説明がありましたけれども、これは県の一般財源として入るんですか、ダイレクトで県警本部に入るんですか。その辺はどうなんですか。総額予算の中で、今説明で、国からのという話があったから、それはダイレクトに県警本部に入るのか、それとも県の一般財源として入ってから県警に行くのか、その辺の説明を聞きたいと思います。

○木村会計課長 木村です。

一応、国からの補助金につきましては、警察のほうに入ります。

○村上寅美委員 ダイレクトでね。

○木村会計課長 はい。

○村上寅美委員 わかりました。そうすると、警察から入りますね、国のやつ。それと、県の一般財源からも警察のほうには入るんでしょう。入りますね。

○木村会計課長 一応、予算的に申しますと、県のほうからも予算を立てていただきますので、国から入りましたお金につきましては、年度の最終段階におきまして、収入の振りかえといたしますか、それをやって県のほうの収入にして、その分の県の予算を減らすということです。

○村上寅美委員 じゃあ、最後は一元化ですか。わかりました。

○坂田孝志委員長 ほかにございせんか。

○増永慎一郎委員 16ページの上から3段目ですけれども、信号の電気料等の執行残ということで載っております。これに関して、何か今LEDの信号とかをつけて、何というか、電気代が安くなっているというようなものがあるでしょう。

○瀬河交通規制課長 交通規制課長の瀬河でございます。よろしくお願いたします。

済みません、電気代のちょっと総額のほうはすぐは出ないんですけれども、1灯当たり、1つの信号なんですけど、定周期式信号機では、電球式なら大体年間1万9,000円、約2万円ぐらいかかります。それをLEDにしますと、1万1,000円、で9,000円。

信号の場合は、メーターじゃなくて、定額といたしまして、その信号交差点についている

灯器の数で契約を行いますので、そういう形で契約をいたします。押しボタン信号機につきましては、大体年間1万3,000円のところが、約半分の7,000円ぐらいになります。

そういうことで、順次、長寿命化、経費の削減ということで、LEDへの更新を進めているところでございます。

以上でございます。

○増永慎一郎委員 何でこういうことを聞いたかということ、交通安全施設、特に信号について、毎回いろんな話があって、つけてくれという話がいつもあると思うんですけども、こういう形でもし省エネ化で電気代とかが安くなるのであれば、こういう執行残を残すんじゃなくて、ある程度見込んで、信号あたりにちょっと振り向けるような形で予算組みができないかなと思って今質問した次第でございます。

努力されて、なかなかつかないところにも今つけていただいておりますので、非常にありがたいんですけども、やっぱり地域において、信号機の要望というのは物すごく高いものがありますので、ぜひそういうところをちょっと研究いただいて、もうちょっと信号機に振り向けていただくように要望をしておきます。

○氷室雄一郎委員 災害復旧の繰り越しの件ですけれども、今ちょっと説明をされたんですが、この12億以上繰り越されたわけですけども、29年度中に完了を目指すということですけども、完了するわけですか。どうなんでしょうか。

○木村会計課長 災害復旧の状況につきまして、若干御説明をいたしますが、平成29年度に繰り越しました分を含めまして、今まで36件の入札を実施しておりますが、そのうちで19件不調、不発が発生——率にしますと52.8

%でございますけれども、しております。

ただ、その後、工事の合併、設計見直し、再入札によりまして、現在では未契約の工事は1件を残すのみということで、ほかの18件につきましては契約できておりまして、現在のところ、29年度で工事を完了する予定で進んでおるところでございます。

○氷室雄一郎委員 残っているのは、それはもうできないということなんですか。

○木村会計課長 残っておりますところにつきましても、設計金額の見直し、それからいろんなアナウンスをやりまして、施工に向けて現在のところ取り組んでいるところでございます。

○氷室雄一郎委員 一番大きなところは、ちょっとどういうところだったですか。説明があったばってん聞いてらぬ。

○木村会計課長 金額的に大きいところで申しますと、熊本東警察署の災害復旧事業でございますとか、警察官待機宿舎、その他の災害復旧工事業でございますとか、そういったところが金額的には大きゅうございますが、いずれも契約して、現在施工をやっているところでございます。

○氷室雄一郎委員 東署も建てられたばかりですけども、やっぱり大分やられたんですか。

○木村会計課長 東署につきましては、建物自体は柱に亀裂が入った程度でございましたけれども、建物と敷地が地震によりまして動きが違ったといえますか、建物から出た排水管などが大きく破断をしまして、そういった関係の工事をやっておるところでございます。

○村上寅美委員 お尋ねします。

知事が、大空港構想ということでやっていますね。それで、あそこの空港に派出所がありますね。東署管轄ですか、派出所は。そうしますと、この大空港構想ということになりますと、国と県とそれと地元の民間とで、本格的な、数百億の大空港構想というビルができますね。できるんですよ。その場合、やっぱり今の派出所を当然移動されると思うんですけど、派出所でいいのかなと。大空港構想の中でのあれだからと思うんですけども、その辺見解はどうですか、今のところ。

○松岡生活安全部長 交番、派出所は生活安全部の担当になっております。

現時点の計画では、新しい空港ビルの中に交番も入ることで計画を進めております。ただ、これを警察署格まで上げるかという議論は、現時点ではまだそこまでは行っておりません。

○村上寅美委員 希望はどうなんですか、本部長、希望は。考え方としては、結論は出てないということだから、県警としての。

○村田警察本部長 基本的には、警察署にする考えは……

○村上寅美委員 派出所で行く。

○村田警察本部長 はい。ということでございます。

○村上寅美委員 わかりました。

○内野幸喜委員 これは運転免許課になるのかなと思うんですが、5ページの高齢者講習手数料の件なんですが、予算現額と収入済み額との比較で583万4,000円多かったと。恐ら

く、予想よりも70歳以上の方々の講習が多かったということの結果だと思うんですが、今高齢者、どんどんこれからふえてくる中で、今県警としても、免許を返納される方には、いろんな特典を各市町村と協力しながらやっていたりとかしている一方で、やっぱり自分の移動手段として、どうしても車が必要だという方もいらっしゃるわけです。

そうしたときに、やっぱりこれからどんどん高齢者で運転される方も多い状況の中で、この講習について、今現在どんな感じの内容でやっているのかと。これから、やっぱりこの部分というのは、さらに充実していかなければならないところかなというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○沖田運転免許課長 運転免許課長の沖田です。よろしく申し上げます。

高齢者につきましては、免許の更新時に70歳以上の方が高齢者講習を受けることとなりますが、75歳未満の方につきましては、合理化講習ということで、改正道交法施行後はそういう形でやっております。75歳以上の方は、認知機能検査を受検する義務がございます。認知機能検査を受けた結果、第1分類、第2分類ということで判定された人は、3時間の高度化講習ということでございます。第3分類の方は、75歳未満と同じ講習になっております。

その高度化講習と合理化講習、2種類がございます。時間と金額が違うということで講習を受けていただいております。

○内野幸喜委員 この70歳以上の方での免許更新者というのは、これからも多分ふえてくると思うんですね。皆さんが皆さんそういうわけじゃないんですが、やっぱりいろんな全国の交通事故とかを見ていると、例えばアクセルとブレーキを間違ったりとか逆走したりとかというそういう交通事故とかもあって、

その中にやっぱり高齢の方もたくさんいらっしゃるという現実もあるわけですね。

やっぱりこの部分というのは、まあ当初の見込みより多分多かったから収入済み額との比較が580万あったと思うんですが、さっき言ったように、これからまだまだ移動手段として車が必要だという方も地方には多いわけですから、この辺はやっぱりこれからも高齢者の方々への講習というのは充実させてほしいなと思います。

○坂田孝志委員長 ほかに。

○村上寅美委員 ちょっと関連しますけど、私事で恐縮ですけど、私は、6月27日の誕生日で返還しました。事故がない前にと返還しました。そういうのはないですか、あんまり。自主的に返すと、年齢的なもので。

○奥田交通部長 自主返還についてのお尋ねですけれども、近年、相当なペースでふえております。

○村上寅美委員 ある。

○奥田交通部長 はい。28年中で、3,600件ぐらいの免許証の返還を受けております。

○村上寅美委員 多いですね。多いいうのが、免許証は18歳以上といたら、どのくらい、100万ぐらい持つとるですかね。

○奥田交通部長 免許人口は119万人でございます。

○村上寅美委員 そういうのは、勧められて、強制じゃなくて、なぜならば、年長者の踏み間違いとか、あれは死亡につながりますね。しゅっちゅうそういうのが熊本もあるじゃないですか。それだから、肩たたきじゃな

いけど、あれされたらどうですかという運動はやられない、警察では。

○奥田交通部長 運転免許センターに適性相談係というのがございます。そこで、免許を継続すべきか、諦めるべきか、返納すべきか、そのような相談も受けておりますし、各警察署におきましても、交通課を中心に同様の相談を受けておきまして、その結果によって返納されるという方は結構ございます。

○村上寅美委員 自主的にしかでけんですよ、自主的に本人しかできないけど、方針としてやっぱり自主的に——自分は大丈夫だと思うんですよ、誰でも。ほかは知らぬけど、俺は大丈夫と。だから、免許も持っているし、運転もしている。だから、非常に返せば不便になりますよね、自家用車がなければ。だから、その辺のところを——やっぱり大丈夫で、年長者のお年寄りの事故でやっぱり死亡につながるとかいろいろあるから、まあ肩たたきみたいな形で勧められて、そして返還したら、例えばタクシーとか、いろんな問題があったけど、今も幾らか何かあるらしいけど、僕は使ったことないけど、あるらしいけど、その辺のところを加味していったほうが事故も防げるし、やっぱり年とったら、こういう方向があるから、こがんしたがよかばいという人もふえてきはせぬかなと思うのですたいね。

それで、俺は大丈夫ですって、死ぬなら何もならぬけんですよ、死亡事故を起こせば、と思うものだから、その辺の県警としての方針を出されたほうがいいんじゃないかなと——強制じゃないけどですね。と思うけど、どうですか、考え方は。

○木庭参事官 免許担当参事官の木庭でございます。自分のほうから話をさせていただきたいと思います。

今先生がおっしゃいました免許の自主返納の件でございます。これにつきましては、いろんな広報、メディアも使わせていただいて、広く広くPR、広報もさせていただいております。

その結果、先ほど部長説明しましたように、対前年比で700件以上の増と。決して数を争うものではございませんけれども、いざ交通事故ということを考えて場合にということで、その数自体は伸びてきておるところでございます。

今回、道路交通法が改正をされました。特に、高齢者対策、強められたところがございます。この関係は、同時並行してやはり進めていかなければならないということで、これまでどおり広報を強めていきますとともに、看護師等をその種の話し合いの場に出させて、そういうのも必要なんですというのをわかっていたかための、いわゆる教養あたりもあわせて進めていくというのを、今県警挙げて、交通部挙げて進めておるところでございます。

そういうことになってきますと、後の問題として、おっしゃいますように、公共交通機関の問題がどうしても出てまいります。これにつきましては、各所属ごとにその種の協議会というのが、自治体、交通事業者も含めましたところのが既に設置をされております。この場で、こういう大きく上げて、そのコミュニティバスの充実等の問題、これをお願いいたしますということで、今進めておるところであります。

○村上寅美委員 ありがとうございます。

それは、例えば免許証切りかえに必ず来ますね。筆記とかですね。だから、免許証を切りかえないかぬから、これはもう我々は避けて通れない、しなきゃいかぬわけで、そのとき必ず、今言われたように、高齢者とかいろんな問題には、肩たたきみたいに、強制じゃ

ありませんよと、しかし、やっぱり事故が年齢的に多発しているからいかがですかという話はやっとなれるということですね。

○木庭参事官 はい。今先生おっしゃいましたように、センターの職員、加えて看護師もその場に立ち会いまして、単純に質問表だけに限らず、その御様子からならば、積極的に声をかけていってお話を聞かせていただくという算段は、今も強めておるところであります。

○村上寅美委員 わかりました。ありがとうございました。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

○田代国広委員 警察官の増員のことですけれども、人口当たりの警察官が熊本の場合は少ないということで、40人増員されております。今後も、これを見ますと、これでも九州で一番で、全国で第11位ということで、警察官の数が少ないということで、人口当たりでは。したがって、少ないからもっとふやしてくれというふうな要望を総務省に行うと書いてありますが、それも一つの警察増員を考えると基本と申しますか、指標にはなると思うんですけれども、もう1つ考えたいのは、それぞれ地域によってその治安の安全度と申しますか、そういったのにやっぱり差があるわけですね。幸いと申しますか、むしろこの人員で熊本県の治安が十分に保たれているとするならば、それだけ熊本県の県民性と申しましょうか、地方と申しましょうか、そういった安全度が、やっぱり警察官の努力と同時に、皆さんの努力と同時に、県民の方々の理解、協力、そういったのがあるというふうな見方ができると思うんですよ。

したがって、警察官増員は必要である、当然しなきゃなりません。まず治安の安全が第

一であるわけでありますから。したがって、ただ人口当たりだけじゃなくして、プラスもっと具体的と申しますか、必要上、必要性、いわゆる基本はあくまでも治安の維持ですよ。そういった側面から、視点からこの増員の必要性というものを訴えたほうが、私は、より妥当性といいますか、があると思うんですけれども、その点どう考えておられますか。

○森川警務部長 警務部長でございます。

警察官の増員の考え方についてお尋ねをいただきました。

我々県警察といたしましては、やはり負担率というものを非常に重く見まして、国に対して警察官の増員要望をさせていただいているところでございますけれども、当然、警察庁のほうで、国のほうで、警察法施行令という政令におきまして警察官の定員の基準を設けておるところでありますけれども、当然、犯罪の発生件数ですとか、また県の人口ですとか、そういった動向を勘案しながら、警察庁、国のほうが検討いたしまして、この基準を設定しているというところであります。

ただ、先生も御指摘のとおり、やはり治安というのは、県民の御理解、御協力があつてこそというところがございますので、我々といたしましても、治安情勢もにらみながら、国には粘り強く、継続的に警察官の増員を訴えていきたいと考えているところであります。

○田代国広委員 したがって、今回警察官を増員することによって、よりその治安の安全性と申しますか、高まる、高める必要があると、そういった視点からやっぱり必要だというふうに理解していいわけですか。

○森川警務部長 御指摘のとおり、ことしも、県民の体感治安に関するアンケートとい

うものを実施しておりまして、今取りまとめの作業をしておるところなんですけれども、非常に熊本県、県民の皆さんの間におきましても、治安がよくなっているという実感が高まっているというところは我々も感じておりますし、また、昨年、全国で警察に対する信頼度調査というものが行われましたけれども、熊本県警察、非常に県民の皆さんからの信頼もいただいているところでございまして、増員もいただきながら、県警として、治安の確保に取り組み、治安意識の向上、信頼度の向上ということでやらせていただいていると考えております。

○田代国広委員 2つ目、不納欠損ですね、9万7,000円。件数は7件ですけれども、不納欠損した対象者に対してのペナルティーあたりはどうなっているんですか。

○井上理事官 交通指導課長の井上でございます。

この9万7,000円については、対象者の預金がないというようなことで押さえることができませんでしたが、放置違反金については、これは滞納処分という執行があります。これは、預金があつて、滞納者の所在が判明したというようなことであれば、滞納者に対する督促状の発行等一連の手続を行った後に、財産差し押さえ予告通知書、これを発出して滞納者の預貯金の差し押さえを執行しているところでございます。

ただ、この9万7,000円につきましては、差し押さえるお金がないというふうなことで、時効となったというものでございます。

○田代国広委員 免許証は、当然、何というか、失効するといいますか、取り上げると申しますか、そういったのは関係ないですか。

○井上理事官 これは免許証ではございませ

ん。滞納者に対するペナルティーというのは、滞納した、使用した車両、これの車検が受けられないというようなペナルティーはございます。しかしながら、この放置違反金制度につきましては、免許証に対するペナルティーはございません。

○田代国広委員 車の放置の違約金ですか。

○井上理事官 はい。

○田代国広委員 続けてよかですか。

○坂田孝志委員長 はい、田代委員。

○田代国広委員 これはもう全体に言えることで、予算措置の中で、これは全ての課に係ると思うのが、この予算書の中に款項目がありますよね。款項目をつくる時、ゼロ円があるんです、目の中にゼロ円というのが幾つもあるんですね。予算現額がゼロと。本来、目をつくる時、ゼロということはもう歳入はないわけですから、歳入がないということは目は必要ないわけですよ、基本的には。したがって、目が必要ということは、歳入がある。したがって、普通は、一般的には、1,000円ぐらい歳入で予算を、ゼロじゃなくて1,000円ぐらい予算措置して、それをするによって目が計上されると思うんですよ。例えば、我々町時代は、そうやって出し、それを座取りという形で言っていたんですけども、この0円と1,000円、目の問題ですけども、これはどういった考えを持っておられますか。

○坂田孝志委員長 款項目の目ですたいな。会計課、管理者、どこが答えますか。

○無田会計課長 会計課長の無田でございます。よろしくお願ひいたします。

この予算編成の際のその考え方だと思いますけれども、済みません、ちょっと会計課のほうで予算自体は組んでおりませんので、その考え方についての県としての正式な考え方はちょっと私のほうではなかなか答えづらいところではあるんですが、やはり歳入とかにつきましては、当然、当初から想定される歳入については、きちんと予算を組んで計上しているかと思いますが、中には、予算編成自体、当初の予算編成を組む段階で、見込まれない、想定できないような場合は計上自体ができませんので、ただ、結果として、当初見込んでない歳入等が発生した場合には、予算現額ゼロで、実際に入った額を収入調定して実収入額になるというようなものがあり得るのではないかなというふうには考えております。

ただ、繰り返しになりますけれども、ちょっと正式な県としての考え方を、済みません、会計課の立場から御説明することはちょっと難しいかと思っておりますので、こういったところで御理解いただければと思います。

○田代国広委員 財政課に聞くべきかと思っただんですけども、全体的に全ての課にあるわけですよね。目を載せる以上は、歳入があるから目が必要なんです。だから、1,000円なら1,000円なりと予算措置をして目をつけるというのが理論的には正しいような気がするんです。ゼロ円ということは、歳入がないということです。ないならば、目を入れる必要はないんです。

きょうはもう答弁要りませんけれども、財政課と相談してみてください。

○無田会計課長 ただいま委員のほうから御指摘ございましたとおり、ちょっと財政課のほうに確認いたしまして、また改めて御説明する機会を設けさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。
よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○坂田孝志委員長 先ほども定員の問題が出ておりましたが、まだまだ充足も低い中でありましたが、昨年の熊本地震発生におきましては、自衛隊あるいは消防、各関係機関とも協力されまして、人命の救助、救出、また行方不明者の発見等、大変御尽力いただきましたことに、心から感謝と敬意を表するところでございます。

今後とも、県民の安全、安心の充実に努めまして、さらなる職務に精励されますことを心から期待、念願申し上げます、これで警察本部の審査を終了いたします。

ここで、説明員の入れかえのため、5分間休憩いたします。

お疲れでした。

午前10時59分休憩

午前11時4分開議

○坂田孝志委員長 それでは、委員会を再開します。

これより、出納局及び各種委員会等の審査を行います。

審査は、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局の順に説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それではまず、会計管理者から、出納局の決算概要の説明をお願いします。

○金子会計管理者 会計管理者の金子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

出納局の平成28年度決算概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料、1ペー

ジをお願いいたします。

歳入歳出決算総括表により概要を御説明いたします。

一般会計及び所管する収入証紙特別会計の2会計に分けて記載しております。

まず、歳入の決算状況でございますが、一般会計の収入済み額は4,300万円余、収入証紙特別会計の収入済み額は29億8,200万円余で、ともに不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出の決算状況でございますが、一般会計の予算現額5億8,800万円余に対しまして、支出済み額は5億6,000万円余で、不用額が2,800万円余となっております。

不用額の主なものは、人件費や事務費の執行残でございます。

また、収入証紙特別会計の予算現額29億円に対しまして、支出済み額は27億5,300万円余で、不用額が1億4,600万円余となっております。

不用額は、収入証紙特別会計において、収入証紙による手数料等の実績が見込み額を下回ったことに伴う一般会計繰出金の執行残でございます。

以上が平成28年度の決算の概要でございますが、詳細につきましては各課長が説明しますので、よろしく申し上げます。

○坂田孝志委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○無田会計課長 会計課長の無田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本年度の定期監査における指摘事項につきましては、出納局はございません。

続きまして、会計課の決算について御説明申し上げます。

お手元資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入でございます。

諸収入の県預金利子につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

収入済み額の3,030万円余は、備考欄に記載のとおり、歳計現金の運用に伴う預金利子でございます。

予算現額と収入済み額との差3,260万円余は、預金利率の低下に伴う預金利子の減によるものでございます。

3ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

3段目の会計管理費は、備考欄の事業の概要に記載のとおり、主に総合財務会計システムの管理経費や公会計対応のためのシステム改修経費でございます。

不用額の1,290万円余は、経費節減等に伴う執行残でございます。

最下段の利子は、備考欄の事業の概要に記載のとおり、一時借入金の利子、これは支払いに要する歳計現金が不足した際に一時的に借り入れを行うものですが、これに伴う利子でございます。

不用額の890万円余は、利率の低下及び一時借入金が見込みを下回ったことによるものでございます。

4ページをお願いいたします。

ここからは収入証紙特別会計でございます。

この特別会計は、収入証紙による使用料、手数料などの収入につきまして、特別会計により一元管理しているものでございます。

まず、歳入でございますが、1段目の証紙収入、2段目の繰越金、ともに不納欠損額、収入未済額はございません。

1段目の証紙収入の予算現額と収入済み額との差8,210万円余は、備考欄に記載のとおり、収入証紙の販売額が見込みを上回ったことによるものでございます。

5ページをお願いいたします。

収入証紙特別会計の歳出でございます。

一般会計繰出金は、収入証紙の利用実績に

応じまして、関係所属に証紙収入を配分するために一般会計へ繰り出すものでございます。

不用額の1億4,610万円余は、備考欄に記載のとおり、使用料等の実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

会計課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石川管理調達課長 管理調達課の石川でございます。よろしくお願いいたします。

管理調達課の決算について御説明申し上げます。

出納局説明資料の6ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入についてでございますが、いずれも不納欠損、収入未済額はございません。

上段の財産収入ですが、収入済み額は460万円余で、予算現額に対しまして240万円余の増加となっております。これはコピー用紙などの不用紙の売却単価並びに数量が予想を上回ったことによるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

最下段の会計管理費で600万円の不用額が生じておりますが、これは主に、電子入札システムの管理委託料の執行残、並びに熊本地震対応のために早急に必要となります物品を管理調達課で購入するため、平成28年4月に専決処分をお願いしました経費の執行残でございます。

管理調達課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂田孝志委員長 次に、人事委員会事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

○田中人事委員会事務局長 人事委員会事務

局の田中でございます。よろしくお願いいたします。

人事委員会事務局の説明資料の2ページをお願いします。

歳入に関する調べでございます。

歳入につきましては、諸収入として、市町村からの公平事務収入、それから、他県からの警察官採用共同試験の受託収入等、収入済み額が198万9,000円でございます、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、3ページをお願いします。

歳出でございます。

歳出につきましては、支出済み額が1億6,399万8,000円でございます、翌年度への繰り越しはございません。

また、不用額の585万4,000円は、主に事務局費でございます、職員採用試験や公平審査事務などのそれぞれの事業実施後の執行残でございます。

以上が決算の概要でございます。

なお、定期監査における指摘事項はありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂田孝志委員長 次に、監査委員事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

○高山監査委員事務局長 監査委員事務局でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要について、説明資料に基づき説明いたします。

2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、収入済み額が4,000円となっております。内訳は、E T Cカードの誤使用による返納分でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、支出済み額が、上か

ら2段目の総務管理費の一般管理費で103万円余、下から2段目の監査委員費の委員費で1,817万円余、最下段の事務局費で1億5,806万円余となっております。内訳は、監査委員、事務局職員の人件費と事務費でございます。

また、不用額の欄でございますが、下から2段目の委員費195万円余につきましては、人件費等の執行残、最下段の事務局費354万円余につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○坂田孝志委員長 次に、労働委員会事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

○一労働委員会事務局長 労働委員会事務局長の一です。よろしくお願いいたします。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算の概要につきまして、お手元の労働委員会事務局説明資料に基づき説明いたします。

1ページをお願いいたします。

左側の歳入につきましては、該当ございません。

右側の歳出につきましては、次の2ページで説明させていただきたいと思っております。

2ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1段目の一般管理費につきましては、翌年度繰越額及び不用額ともにございません。

2段目の労働委員会の支出済み額は1億173万8,000円でございます。内訳は、委員会費が、委員報酬の2,074万9,000円、事務局費が、事務局職員の人件費及び委員会・事務局運営費の8,098万9,000円でございます。

不用額が637万7,000円でございますが、内

訳は、委員会費が、委員報酬の執行残402万円、事務局費が、職員給与費及び運営費の執行残235万7,000円でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○坂田孝志委員長 次に、議会事務局長から、決算概要と資料の説明をお願いします。

○吉田議会事務局長 議会事務局吉田でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、歳入歳出決算状況につきまして御説明申し上げます。

議会事務局決算特別委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、収入済み額は、諸収入が542万円余でございます。これは政務活動費の返還金等でございます。

なお、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1段目の議会費の支出済み額は13億7,300万円余で、不用額は1,745万円余でございます。

不用額の内訳としまして、議会費が952万円余、事務局費が792万円余でございますが、これは事業実施後の執行残でございます。

なお、事務局費におきまして、翌年度繰越額が7,190万円余ございますが、詳細は附属資料にて御説明いたします。

4段目の総務費の支出済み額は、810万円余でございます。

5段目の災害復旧費の支出済み額は、4,049万円でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして御説明いたします。

附属資料の1ページをお願いいたします。

議会史編さん事業費と議会棟維持修繕費の事業を繰り越しております。

繰越理由につきましては、議会史編さん事業費は、熊本地震により執筆者が被災されたことなどにより、原稿完成に不測の日数を要したため、また、議会棟維持修繕費は、熊本地震の影響により、発注準備等に不測の日数を要したためでございます。

なお、資料に記載の進捗状況は9月1日現在の数字になりますが、現時点では、いずれの事業も完了しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○坂田孝志委員長 以上で出納局及び各種委員会等の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。何かございませんか。

○田代国広委員 何か私は勉強不足でわかりませんので、お尋ねしたいと思います。

出納局ですかね、これは。収入証紙特別会計、調定額で8,200万ほど収入がふえていますよね。逆に、特別会計のこれで見ますと、歳入現額と歳出も同じなんですけれども、この1億4,610万2,000円の不用額が、収入証紙による使用料及び手数料などの実績が見込みを下回ったためというのは、どういうふうに理解していいわけですか。

○無田会計課長 会計課の無田でございます。

ただいま、田代委員のほうから収入証紙特別会計のまず歳出については、繰出金の不用の話、それから、歳入については、収入証紙の予算現額と収入済み額との比較において数字が大きくなっているということについての御質問かと思いますが、まず、この収入証紙特別会計につきましては、先ほどもちょっと

御説明をいたしましたけれども、県庁の各所属において、手数料とかあるいは使用料とかを収入証紙を使って処理されているところに対して、一般会計のほうに繰り出すためのまず予算でございます。

そして、予算を組みます際に——ちょっと予算の組み方から少し御説明申し上げたいと思いますが、この収入証紙特別会計を組む際には、まずこの歳出予算のほうから数字を固めてまいります。先ほど申しあげました、各所属でどれぐらいの手数料収入や使用料の収入が入ってくるかという見込みを、各所属のほうに次年度幾らぐらいになりますかということをお照会いたしまして、それを数字を固めます。あわせて——これは一般会計に繰り出すお金ですので、その額が不足してはいけませんので、これまでの実績等を踏まえまして、一般会計へ繰り出すお金が不足しないような額を見込んでまず歳出の予算を組んでおります。これが平成28年度においては29億だったということでございます。

それに対しまして、歳入のほうを今度は組むことになるんですけども、歳入を組む際には、今申しあげました、歳出の予算の財源を持ってこないといけないものですから、その歳入を組む際には、先ほど歳出に必要な29億にどれだけ持ってくるかということなんですけれども、お手元資料4ページに歳入が計上されておりますが、このうち2段目の繰越金というのがございますけれども、これは前年度からの繰越金ということになります。そうしますと、先ほど歳出に必要な29億から、この前年度の繰越金2億3,300万円余を引いた残りが足りないお金になりますので、その分を1段目の証紙収入において必要な金額ということで計上してまいります。

そして、先ほどの御質問の件なんですけど、まず歳出に関しましては、結果として、当初見込んだ29億に対して、実際に使われた収入証紙の額が少なかったために、結果として1

億4,600万円の不用が生じてしまったと。一方で、歳入に関しましては、先ほどの考え方で計上した数字と、実際に使用料、手数料等で使われたものの金額が結果として異なってしまったということで、このような結果になっているところでございます。

ちょっとわかりにくい説明であったかとは思いますが、まず歳出を固めて、その歳出は各所属から見込み額を聞いて固める。一方、歳入については、前年度からの繰越金を踏まえて、各所属に振り出す金額との差から必要な金額を計上した結果が、このような結果になっているところでございます。

○田代国広委員 そうなりますと、調定額が8,200万円余計に出ましたし、一方では、使うことがなくて済んで、2億数千万円余りが来年度への繰り越しという形になっていくというふうに理解していいわけですか。

○無田会計課長 基本的にはそういう形になります。

今お手元の資料で申し上げますと、まず、4ページ目の証紙収入の収入済み額、27億4,800万円でございます。これは実際に入ってきたお金でございます。一方で、5ページ目の一般会計の繰出金、これは実際に出てきたお金でございます。この収入済み額から支出済み額を引いた差がマイナス500万円ほどになります。一方で、4ページ2段目の繰越金、これは前年度からの繰越金2億3,300万円でございますので、先ほどのマイナス500万とこの2億3,300万円を足した約2億2,800万円が、翌年度への繰越金ということになります。

○田代国広委員 もう1点、議会事務局。

歳出で不用額が生じた理由、事業実施後の執行残、執行残ということにはわかるんですけどね。なぜ執行残になったかが理由じゃないで

すか。不用が生じた理由は、執行残じゃなくして、一応あるわけでしょう。こうこういう理由で執行残が出たというのが本当の書き方じゃないかと思うんですけどね。

○中島議会事務局次長 議会事務局でございます。

議会事務局の歳出に関する調べ、3ページでございますが、不用額、議会費で952万4,000円、事務局費で792万9,000円を計上させていただいております。

議会費のほうにつきましては、このほとんどが先生方の旅費でございまして、旅費が758万7,000円の不用額となっております。

内訳の金額といたしますか、事柄で言いますと、昨年度の決算特別委員会なり、議会運営委員会で、一応予算上は、いわゆる管外視察の経費あたりを組んでおりました。その分が、実際使われなかったということで、不用で残っております。それ以外に、正副議長がいろいろ要望、陳情あたりで上京しますけれども、それにつきましても、若干の不用額が残ったということでございます。それから、トップセールス関係、議長が知事等2役と海外あたりに行くケースがありますけれども、それにつきましても執行残で残ったと。

いずれにしましても、補正の時期から1、2、3月ありますので、そういうトップセールス等が出てきた場合には必要な予算になりますので、一定の予算を確保していたということで、結果的には不用残になったという状況でございます。

それから、事務局費につきましても、一般需用費が300万ちょっと残っておりますけれども、先ほどの議会史編さんの関係で、委員が被災されて、実際の入札が2月になったということで、2月になっての入札の執行残ということで、事業執行による残という形となっております。

それぞれそういう理由に基づきまして、不

用額、執行残が残ったということでございます。

以上でございます。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○坂田孝志委員長 それでは、ほかに質疑もないようでございますので、これで出納局及び各種委員会等の審査を終了します。

それでは、午後1時まで休憩します。

午前11時28分休憩

午後0時58分開議

○坂田孝志委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、これより教育委員会の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、教育長から決算概要の総括説明を行い、続いて担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、宮尾教育長。

○宮尾教育長 お世話になります。

平成28年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、教育委員会関係につきましても、その後の措置状況を御報告させていただきます。

まず、決算特別委員長報告第4の11、「高校再編整備で閉校となった跡地の利活用について、地方創生にも資することから、今後、全庁挙げて、地域も巻き込みながら積極的に検討を進めること。」このことについて、まず状況を御報告いたします。

現在、知事部局も含めました横断的な組織である県立高等学校再編整備跡地活用検討委員会におきまして、個別案件ごとに跡地利活用の方向性について検討しており、関係自治体の意向を取り入れながら、知事部局とも十分に連携して進めております。

これまで、天草東高校のグラウンド部分が、くまもと県民発電所として活用準備を進められているほか、水俣高校の商業科実習棟について、水俣市が水俣環境アカデミアとして活用している例等がございます。

また、南関町が取得を希望されている南関高校跡地につきましては、町の跡地活用に係る計画策定の進捗状況に合わせ、町と協議を行っております。

そのほかの閉校跡地につきましても、関係自治体と意見交換を行っており、有効的な利活用について検討を進めているところです。

今後も、閉校跡地利活用について、関係機関等と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。

次に、決算特別委員長報告第4の12、「部活動の社会体育への移行について、移行期限も迫る中で、過度な試合数は正や指導者の確保など、現状をもう一度整理し、競技団体等との協議を重ね理解を得られるよう、丁寧に取り組むこと。」このことについて状況を御報告いたします。

まず、過度な試合数を是正することにつきましては、練習頻度や参加試合数等について、市町村教育委員会が設置しております社会体育移行に係る検討委員会の議題に位置づけるように働きかけております。

また、県体育協会を通じて各競技団体に対し、毎月第1日曜日「家庭の日」は、競技会を実施しないようお願いをしております。

さらには、地域スポーツ振興に携わる関係者向けの研修会時に、過度な練習や試合参加がスポーツ障害を起こす要因となることを説明いたしまして、子供の成長に配慮した活動

計画について、共通理解を図っているところです。

次に、指導者の確保につきましては、県内の指導者情報を各市町村教育委員会に提供するとともに、山間部で指導者を発掘するため、美里町をモデル地域に指定し、研究成果について全ての市町村教育委員会で情報を共有いたしました。

今後も、児童が安心してスポーツになれ親しむ環境が整うよう、平成30年度末の移行に向けて取り組みを進めてまいります。

続きまして、平成28年度熊本県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算のうち、教育委員会関係の概要につきまして御説明させていただきます。

お手元の決算特別委員会説明資料の1ページ、平成28年度歳入歳出決算総括表をお願いいたします。

歳入は、一般会計、特別会計合わせた合計の予算額、一番左の下の欄でございますが、430億7,848万5,000円に対しまして、調定額、その右でございますが、413億897万9,000円、収入済み額411億3,622万5,000円、不納欠損額559万6,000円、収入未済額1億6,715万7,000円となっております。

歳出は、その右の欄でございますが、一般会計、特別会計を合わせた合計の予算現額1,679億7,516万7,000円に対しまして、支出済み額1,593億7,060万1,000円、翌年度繰越額57億6,872万4,000円、不用額28億3,583万9,000円となっております。

繰越事業は、主な内容といたしまして、熊本地震に伴う文化財や県立学校施設等の災害復旧事業に関するものであり、調査や設計に期間を要したことなどにより年度内の整備が困難であったため、繰り越したものでございます。

以上が教育委員会関係の平成28年度の決算概要でございます。なお、詳細につきましては各課長が説明いたしますので、御審議のほ

どよろしく願いいたします。

○坂田孝志委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

まずは、教育委員会の定期監査における指摘事項についてでございます。

教育政策課について指摘がありましたので、指摘事項につきまして御説明いたします。

資料の監査結果指摘事項をお願いいたします。

指摘事項といたしましては、「時間外勤務手当の支給誤りについて、平成26年度の時間外勤務手当について、次の課題がある。1、支給漏れがあり、平成28年度に追給処理している。2、過払があり、平成28年度に返納させている。熊本県職員等の給料等の支給に関する規則に基づき、適正な事務処理を行い、組織的なチェックを行うこと。」でございました。

次に、事案の概要についてでございます。

指摘事項にありましたとおり、平成26年度の時間外勤務手当につきまして、支給誤りによる追給及び返納が発生したものでございます。

これは、事務担当者が病気による休暇を取得した約3カ月の間、組織的なチェック体制が不十分だったことにより、事務処理の漏れや誤りが継続していたものでございます。

なお、支給誤りによる追給及び返納の該当件数及び金額は、資料に記載のとおり、追給が57件、68万4,619円、返納が2件、11万2,210円でございます。

対応状況についてでございます。

まず、該当案件の件数とそれぞれに関する実際の時間外勤務時間数を確認し、正しい時間数を給与主管課に報告しました。その後、

給与主管課において追給処理が行われ、職員による返納も完納しております。

再発防止策につきましては、毎月の事務処理内容の複数人によるチェック、その処理状況の確認を徹底するなど、組織的に取り組む体制を強化しております。

また、教育庁内各所属へも注意喚起の通知を发出したほか、各種会議、研修会において、時間外勤務に係る事務処理方法について周知徹底を行いました。

今後とも、組織的な対応を行い、同様の事態が起らないよう適切な処理に努めてまいります。

以上が監査の指摘事項に係る説明でございます。

続きまして、決算について御説明いたします。

A4横説明資料の2ページ、歳入に関する調べをお願いいたします。

使用料及び手数料ですが、内容としては、教育センターにおける行政財産使用料でございます。

国庫支出金につきましては、熊本地震に伴い、文部科学省から交付された県立学校災害復旧費負担金と被災児童生徒就学支援等事業費補助及び、3ページでございますが、同省から委託されました学校教員統計調査事務委託金とICT教育推進自治体応援事業委託金に係るものでございます。

次に、財産収入でございますが、主なものとしては、教職員住宅の家賃貸付料でございます。

4ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、主なものとしては、公立学校共済組合熊本支部からの教職員厚生資金貸付事業に係る保有資金の返還でございます。

以上、歳入につきましては、不納欠損、収入未済はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

教育総務費の教育委員会費ですが、教育委員の報酬及び旅費などの運営費でございます。

6ページをお願いします。

事務局費でございますが、備考欄の下段、事業の概要でございますとおり、課及び教育事務所の運営費、熊本県教育情報化推進事業、県立学校校務情報化推進事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、経費節減に伴う執行残、入札に伴う執行残及び熊本地震被災生徒就学支援事業で、支給対象者や支給額が当初の見込みを下回ったことに伴う執行残でございます。

7ページでございます。

教職員人事費でございますが、教職員住宅に係る経費及び教職員福利厚生事業等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、教職員住宅の解体や修繕の入札に伴う執行残でございます。

次に、教育指導費でございます。

教育センターで実施します県立学校及び小中学校教職員を対象とした初任者研修に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、熊本地震の影響により研修実施を見合わせたことに伴う執行残でございます。

8ページをお願いいたします。

教育センター費でございます。

教育センターの管理運営費、初任者研修を除く教職員研修等に係る経費でございます。

不用額の主な内容は、経費節減に伴う執行残、熊本地震の影響により研修実施を見合わせたことに伴う執行残及び入札残でございます。

次に、恩給及び退職年金費でございます。

共済制度発足前の退職者やその遺族に対する恩給、扶助料でございます。

不用額は、受給者の年度途中の死亡が見込

みを上回ったことによる執行残でございます。

次に、9ページ、災害復旧費の教育施設災害復旧費でございますが、熊本地震により被害を受けた教職員住宅、県立学校の情報通信機器及び教育センターの災害復旧に係る経費でございます。

不用額は、経費節減による執行残でございます。

恐れ入ります。附属資料のほうをお願いいたします。

附属資料1ページの平成28年度繰越事業調べをお願いいたします。

教職員住宅災害復旧費でございますが、熊本地震により被災した教職員住宅の修繕等に要する費用について、発注前の調査や積算に時間を要し、適正な工期を確保できなくなったためでございます。

次に、教育センター災害復旧費でございますが、当初予定していた以上の工事が必要となり、適正な工期を確保できなくなったためでございます。

教育政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○手島学校人事課長 学校人事課長の手島でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の10ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、主なものとしては、県立学校授業料や県立学校入学金でございます。

次に、11ページの国庫支出金でございますが、主なものとしては、平成26年3月以前に公立高校に入学した生徒について、原則授業料を無償とする公立高等学校授業料不徴収負担金、平成26年4月以降に公立高校に入学した生徒に対して支援金を支給する高等学校等就学支援負担金及び義務教育学校教職員の給与に係る義務教育学校職員費負担金ござい

ます。

このうち、高等学校等就学支援負担金につきましては、保護者等の収入に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められた生徒に対して、国が授業料と同額の就学支援金を県を通じて支給するものでございますが、県は、この交付金を、先ほど御説明しました授業料収入に直接充てることで、生徒、保護者は授業料を納付する必要がなくなるものでございます。

次に、12ページ中ほどの財産収入でございますが、主なものとしては、熊本地震に伴う県外からの派遣職員に係る宿舍管理規則に基づく家賃貸付料及び特別支援学校での作業実習に係る実習生産物売り払い収入でございます。

次に、13ページの諸収入でございますが、主なものとしては、県立学校に設置している売店の電気料等に係る雑入でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、14ページをお願いいたします。

歳出について、主なものを御説明いたします。

まず、教育総務費の事務局費、教職員人事費でございますが、予算額のほとんどが職員の給与費、人件費でございます。

不用額については、いずれも自己都合等の退職者が見込みより少なかったことによる事務局職員の退職手当等の執行残でございます。

次に、このページ最下段の小学校費の教職員費、15ページ2段目の中学校費の教職員費及び5段目の高等学校費の高等学校総務費でございますが、これらの不用額も、いずれもそのほとんどが教職員の給与費、人件費の執行残でございます。

教職員給与費につきましては、毎年度12月1日現在の現員数で所要額を見込み、2月補正を行っておりますが、その後の休職や育児

休業の変更等に伴い、執行残が発生したものでございます。

次に、同じく15ページ6段目の高等学校費の全日制高等学校管理費、16ページ1段目の定時制高等学校管理費でございますが、これは、高等学校の光熱水費や事務経費等、学校の管理、運営に係る経費でございます。

不用額は、各学校において、光熱水費や事務経費の節減に努めたことによる執行残でございます。

次に、16ページ3段目の特別支援学校費でございますが、これは特別支援学校に係る教職員の人件費及び学校の管理運営費でございます。

不用額については、教職員の人件費の執行残と管理運営費の経費節減による執行残でございます。理由につきましては、先ほど御説明いたしました高等学校の人件費及び管理運営費と同様でございます。

最後に、4段目の教育災害復旧費の教育施設災害復旧費でございますが、これは熊本地震により破損した県立学校及び県立中学校の教材、備品の購入費でございます。

不用額については、入札による執行残でございます。

学校人事課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂本社会教育課長 社会教育課でございます。

説明の前に、資料の訂正が1カ所ございます。

机前にお配りしております決算特別委員会附属資料教育委員会正誤表の1ページのとおり、平成28年度繰越事業調べの2ページの数字に1カ所誤りがあることが判明しました。訂正が本日になってしまいまして、まことに申しわけございません。

それでは……

○坂田孝志委員長 ちょっとどこかわからぬ
だった。ページば言うですたい。

○坂本社会教育課長 ホッチキスで2枚紙を
とめた資料で、左肩に正誤表と太字で書いた
資料でございます。上の段が誤りで、下の段
が修正後になっております。左から4つ目の
28年度執行額が、2段目の事業が、誤りでは
ゼロになっておりますが、正しくは3,169で
ございます。（発言する者あり）失礼しまし
た。もとの資料は、附属資料の社会教育課分
の2ページでございます。

○坂田孝志委員長 それば言わぬけんわから
ぬとたい。

○坂本社会教育課長 失礼しました。

それでは、歳入について御説明いたしま
す。

説明資料の17ページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございますが、青少年
の家の携帯電話基地局設置等に伴う行政財産
使用料でございます。

次に、国庫支出金でございますが、主なも
のとしましては、放課後子ども教室などを実
施する市町村への地域連携教育支援活動促進
事業費補助でございます。

なお、予算額と収入済み額との差につつま
しては、主に平成29年度への繰り越しによる
ものであり、後ほど附属資料において説明い
たします。

また、最下段の教育災害復旧費補助でご
ざいますが、これは熊本地震等により被災した
青少年教育施設及び熊本県立図書館の災害復
旧に係る経費でございますが、予算現額と収
入済み額との差につつましては、主に県立図
書館における災害復旧工事の工事規模縮小に
伴う事業費の減によるものでございます。

次に、18ページの財産収入及び諸収入でご
ざいますが、主なものとしましては、熊本県

青年会館敷地に係る土地貸付料ございま
す。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、
収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の19ページをお願いいたします。

社会教育費の社会教育総務費でございます
が、これは、社会教育及び生涯学習の振興に
関する事業、青少年教育施設の管理、運営に
係る経費でございます。

不用額は、主に地域未来塾ICT整備事業
の入札残や「親の学び」推進事業等の経費節
減に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰越額の詳細につきましては
は、後ほど附属資料において説明いたしま
す。

20ページの図書館費でございますが、これ
は熊本県立図書館の管理、運営及びくまもと
文学・歴史館の運営等に係る経費ございま
す。

不用額は、主に管理運営費の入札残及び経
費節減に伴う執行残や図書館人件費等の執行
残でございます。

また、災害復旧費の教育施設災害復旧費で
ございますが、これは熊本地震等により被災
した青少年教育施設及び熊本県立図書館の災
害復旧に係る経費でございます。

不用額は、主に県立図書館における災害復
旧費の工事規模縮小に伴う執行残ございま
す。

次に、附属資料について御説明いたしま
す。

先ほどの正誤表の1ページをお願いいたし
ます。下段の修正後をごらんください。

放課後子供教室設備整備事業費ございま
すが、これは、放課後子ども教室において、
ICTを積極的に活用するために備品等を整
備する事業でございます。国からの交付決
定が年度末に行われ、市町村におけるICT
機器等の購入に係る適正な履行期間が確保で

まず、年度内執行が困難となり、平成29年度に繰り越して実施するものでございます。

また、次段の青少年教育施設災害復旧費でございますが、これは、落雷で被災した芦北青少年の家の中央監視システム等の修繕に要する経費について、2月補正で措置したものです。年度内の執行が困難であったため、平成29年度に繰り越して実施するものでございます。

社会教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡村文化課長 文化課長の岡村でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の21ページをお願いいたします。

使用料及び手数料のうち主なものは、装飾古墳館観覧料、美術館観覧料及び美術館使用料でございます。

22ページから23ページの国庫支出金のうち主なものは、23ページの3段目、鞠智城整備事業への国庫補助金である史跡等保存整備費補助や、一番下の段、災害復旧への国庫補助金である教育災害復旧費補助でございます。

なお、教育災害復旧費補助の予算現額と収入済み額との比較との差につきましては、美術館本館及び美術館分館の災害復旧費を繰り越したものであり、後ほど附属資料において説明いたします。

また、24ページから25ページの寄附金のうち主なものは、25ページの民間から被災文化財の復旧、復興のために寄せられた寄附金である文化財等復旧復興寄附金でございます。

25ページの繰入金のうち主なものは、被災文化財の復旧、復興の事業に活用する平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金繰入金でございます。

25ページから26ページの諸収入のうち主なものは、26ページの国などからの発掘調査の受託に伴う発掘調査受託事業収入でござい

ます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の27ページをお願いいたします。

まず、社会教育費の文化費のうち主なものは、事業の概要2段目、国などからの受託事業であります埋蔵文化財発掘調査事業や、その下、国・県指定文化財の保存整備に補助金を交付する文化財保存事業、そして、鞠智城整備事業、日本遺産による文化財群魅力発信支援事業、熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金等でございます。

文化費の不用額のうち主なものは、入札に伴う執行残でございます。

次に、28ページをお願いいたします。

美術館費のうち主なものは、展覧会事業費、細川コレクション永青文庫推進事業、県立美術館本館改修整備事業等でございます。

美術館費の不用額のうち主なものは、入札残及び経費節減等に伴う執行残でございます。

最後に、28ページ下段、災害復旧費の教育施設災害復旧費の主なものは、文化財災害復旧事業、美術館本館災害復旧事業、美術館分館災害復旧事業等でございます。

教育施設災害復旧費の不用額のうち主なものは、入札に伴う執行残でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。別冊の附属資料のほうをお願いいたします。

3ページ、平成28年度繰越事業調べをお願いいたします。

日本遺産文化財群魅力発信支援事業費でございますが、これは文化財の選定調査に係る事業費を繰り越したものでございます。

次の文化財保存整備事業費でございますが、これは人吉市にあります史跡大村横穴群の保存修理に係る事業費を繰り越したものでございます。

鞠智城整備事業費でございますが、これは整備に係る事業費を繰り越したものでございます。

旧境家住宅修理事業費でございますが、これは和水町にあります旧境家住宅の修理に係る事業費を繰り越したものでございます。

美術館本館施設災害復旧費、国指定・県指定文化財の文化財災害復旧費、4ページの美術館分館施設災害復旧費、文化財資料室施設災害復旧費でございますが、それぞれの施設の災害復旧に係る工事費等を繰り越したものでございます。

繰越理由の主なものは、熊本地震による災害復旧工事であり、調査、設計に時間を要したことにより適正な工期を確保できなかったため、年度内の執行が困難となったものでございます。

文化課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○猿渡施設課長 まず、施設課におきましても、提出資料に誤りがございましたので、訂正とおわびを申し上げます。

正誤表につきましては、先ほど社会教育課でも触れました2枚紙の正誤表の2、3、4ページに当たります。

本編といたしますか、これは決算特別委員会附属資料の繰越事業調べの冊子のほうの5ページと9ページに該当する分でございますが、このちょうど該当部分については改めて御説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。どうも申しわけございませんでした。

それではまず、歳入について御説明いたします。

説明資料に戻っていただきまして、説明資料の29ページをお願いいたします。

使用料、手数料でございますが、主なものとして、行政財産の目的外使用許可の収入でございます。

次に、国庫支出金でございますが、予算現額と収入済み額との比較で15億1,856万7,000円の減となっております。その内訳ですけれども、国庫負担金の県立学校災害復旧費負担金及び国庫補助金の教育災害復旧費補助等を平成29年度へ繰り越したことに伴います減額でございます。

次に、30ページの財産収入でございますが、主なものとしまして、校長宿舍の家屋貸付料などがございます。

次に、繰越金ですが、前年度明許繰り越し分でございます。

なお、歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額等はございません。

次に、歳出を御説明します。

説明資料の31ページをお願いいたします。

まず、教育費の教育総務費のうち事務局費ですが、市町村立学校の施設整備に係る市町村指導監督事務費でございます。

次に、高等学校費の全日制高等学校管理費は、県立学校校舎の維持管理に要した経費でございます。

続きまして、32ページをお願いします。

学校建設費でございますが、天草拓心高校ほか39校の県立高等学校施設整備事業に要した経費でございます。

不用額を生じました主な理由ですけれども、入札等に伴う執行残でございます。

なお、翌年度繰越額につきましては、特別支援学校費、災害復旧費とあわせまして後ほど附属資料にて御説明いたします。

次に、特別支援学校費ですが、黒石原支援学校ほか11校の特別支援学校施設整備事業に要した経費でございます。

不用額を生じた理由は、入札等に伴う執行残でございます。

次に、災害復旧費の教育施設災害復旧費ですが、県立学校施設に係る災害復旧事業に要した経費でございます。

不用額を生じました主な理由は、入札不調

に伴いまして年度内の予算の執行が困難となったため、変更契約等を翌年度に行うこととしたことにより不用額となったものでございます。

なお、この不用額のうち一部は、必要額として6月補正にて要求し、御承認をいただいたところでございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

お手元にお配りしております正誤表のうち、右下に5ページと記載のある平成28年度繰越事業調べをお願いいたします。2枚紙の1枚目の裏に当たります。

こちらですけれども、1枚目の裏が誤りで、2枚目の表のほう为正になります。3ページのほうを見ていただきたいと思っております。

まず、こちらの校舎新・増改築事業についてですけれども、こちらは熊本工業高校の改築の設計委託を繰り越したものでございます。

次に、県立高等学校施設整備事業につきましては、熊本高校ほか22校の事業を繰り越したものでございます。

本編の附属資料の以降7ページまでが、その内訳を記載しているものでございます。

済みません、いろいろ資料が移りまして申しわけございません。次は、本編の附属資料8ページをお願いいたします。

特別支援学校施設整備事業につきましてですが、盲学校のほか5校の事業を繰り越したものでございます。

次に、今度はまた正誤表のほうに戻りますけれども、2枚つづりのうちの一番最後のページ、右下に9ページとございます繰越事業調べをお願いいたします。

そちらの右下に9ページとあるほうの下段のほうの表をお願いいたします。

こちらは、県立学校施設災害復旧事業についてですけれども、熊本高校ほか17校の事業を繰り越したものでございます。

また、済みません、別冊資料の本編のほうに戻りますけれども、以降11ページまで、その内訳を記載しているところでございます。

この正誤表につきましては、正のほうの下線の引いてある数字が正しい数字でございます。

本編の別冊資料12ページのほうをお願いいたします。

特別支援学校施設整備事業の経済対策分ですけれども、松橋東支援学校の事業を繰り越したものでございます。

繰越理由の主なものですけれども、熊本地震による大規模な災害復旧でありましたため、設計に日数を要したこと、災害復旧事業との計画調整に日数を要したこと、さらに、入札不調が生じたことなどによりまして適正工期が確保できずに、年度内の執行が困難となったものなどでございます。

資料が飛び飛びで失礼しました。施設課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課長の牛田でございます。

一般会計、熊本県立高等学校実習資金特別会計及び熊本県育英資金等貸与特別会計について、順に御説明いたします。

まず、一般会計の歳入について御説明いたします。

説明資料の33ページをお願いいたします。

歳入については、34ページの諸収入以外においては、収入未済額はございません。

諸収入の定時制通信制修学奨励資金貸付金回収金についてでございますが、収入未済額は、定時制通信制修学奨励資金返還金でございます。これは貸与制の中途退学に伴う貸付金の返還金でございます。122万1,000円が収入未済となっております。

この未収金につきましては、督促等により未収金解消に努めているところでござい

す。詳細につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、一般会計の歳出について御説明いたします。

説明資料の36ページをお願いいたします。

教育総務費のうち事務局費の主なものは、新設高等学校等教育環境整備事業費でございます。

不用額は、経費節減等に伴う執行残でございます。

次の教育指導費でございますが、これは、高等学校英語指導助手費、高等学校等通学支援事業、高校生キャリアサポート事業、県立学校いじめ・不登校等対策事業等に係る経費でございます。

不用額は、主に通学支援事業の利用生徒減等に伴う執行残や他の事業の人件費等の執行残でございます。

次に、37ページの高等学校費の高等学校総務費でございますが、これは高等学校入学者選抜学力検査に係る経費でございます。

次の教育振興費でございますが、これは高等学校産業教育設備整備費や奨学のための給付金事業等に係る経費でございます。

不用額は、主に奨学のための給付金事業の給付対象者の減に伴う執行残でございます。

次に、38ページの学校建設費でございますが、これは高等学校再編・統合施設整備事業に係る経費でございます。

不用額は、設計、工事に伴う入札残等でございます。

中段の災害復旧費の教育災害復旧費でございますが、これは熊本地震で被災した県立学校の産業教育設備の復旧に係る経費でございます。

学校建設費及び教育災害復旧費の翌年度繰越額の詳細につきましては、後ほど附属資料にて御説明させていただきます。

下段の諸支出金の県立高等学校実習資金特別会計繰出金でございますが、これは県立高

等学校実習資金特別会計の水産高等学校費への繰出金でございます。

不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、39ページの育英資金等貸与特別会計繰出金でございますが、これは育英資金貸与特別会計の育英資金貸付金被災特例枠への繰出金でございます。

不用額は、新規申請者減による執行残でございます。

以上が一般会計に係る説明でございます。

続きまして、40ページからは、熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

まず、歳入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の42ページをお願いいたします。

高等学校費の農業高等学校費は、農業高等学校における農産物、畜産、食品加工等の実験、実習と運営に要した経費でございます。

不用額は、実習に伴う経費節減等による執行残でございます。

水産高等学校費は、水産高等学校における実習船による操業、水産物の食品加工等の実験、実習と運営に要した経費でございます。

不用額は、実習に伴う経費節減による執行残及び実習船の中間検査等業務に係る入札残でございます。

続いて、43ページからは、熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金について、不納欠損額及び収入未済額はございません。

諸収入についてですが、育英資金貸付金の返還金で、欄の上段に記載してありますとおり、502万9,000円の不納欠損と1億2,125万7,000円の収入未済となっております。

この未収金対策につきましては、法的措置として支払い督促申し立てを行うなど、未収

金の回収に努めているところです。詳細については、後ほど附属資料で改めて御説明させていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の45ページをお願いいたします。

育英資金の育英資金等貸付金は、貸与者への貸付金や事務費でございまして、不用額を生じた理由は、育英資金貸付金被災特例枠の新規採用者が見込みより少なかったこと及び退学や辞退により貸与者が見込みより少なかったことなどによるものでございます。

次に、附属資料について御説明いたします。附属資料をお願いいたします。

13ページの平成28年度繰越事業調べをお願いいたします。

まず、県立高等学校再編・統合施設整備事業でございますが、これは高等学校を再編統合する際の施設整備に係る経費でございます。

繰り越しの理由は、南稜高等学校の食品科学科実習棟設計に日数を要したため、年度内の執行が困難となり、繰り越したものでございます。

次に、県立高校産業教育設備災害復旧費でございますが、これは熊本地震で被災した県立学校の産業教育設備の復旧に係る経費でございます。

繰り越しの理由は、県の事業費とあわせて、公益財団法人経済同友会の寄附金により設備復旧を進めてまいりましたが、寄附金が予定額に達しなかったため、年度内での事業執行が困難となり、繰り越したものでございます。

続いて、15ページの平成28年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

高校教育課の収入未済について、まず1の平成28年度歳入決算の状況の備考欄に記載のとおり、定時制通信制修学奨励資金の返還金でございます。

収入未済額は、2の収入未済額の過去3カ

年の推移のとおりとなっております。

平成28年度においては、電話、文書、自宅訪問による督促を実施し回収を続け、122万1,000円の未収金となりました。

債務者の内訳は、3の平成28年度収入未済額の状況のとおりでございます。

4の未収金対策としましては、今後も継続的に電話、文書、訪問による督促を行い、未収金の解消に努めてまいります。

続いて、16ページをお願いいたします。

育英資金の収入未済額でございます。

まず、1の平成28年度歳入決算の状況の左側をごらんください。

内訳は、元金、延滞利息及び年度後返納となっており、年度後返納とは、退学等により資格がなくなった後に誤って貸与されたものに係る収入未済額でございます。

次に、2の収入未済額の過去3カ年の推移の右側の計の欄をごらんください。

平成28年度は、収入未済額が1億2,125万6,000円となっております。

次に、収入未済者の内訳ですが、3の平成28年度収入未済額の状況のとおりでございます。

合計は、右側のとおり、元金、延滞利息の滞納が498人、年度後返納が6人で、全体で504人となっております。

続いて、17ページをお願いいたします。

平成28年度未収金対策の取り組みをまとめております。

当課では、収入未済額の増大が育英資金制度の存続にもかかわる深刻な課題であることから、1の回収業務においては、(1)早期催告の徹底、(2)滞納者の状況確認及び財産調査の徹底及び(3)新規返還開始者への周知徹底により未収金回収に努めています。

さらに、2の法的措置の取り組みや3の不納欠損の実施、また、4の奨学生の返還意識の醸成にも取り組んでいるところです。

これらの取り組みの結果、平成28年度末の

育英資金全体の収納率は89.9%となり、前年度に比べ0.6%の増となっております。

資料には記載しておりませんが、現年度の元金収納率に限りますと、98.9%という高い数字を維持しております。

このように収納率は増加しておりますが、16ページ2にあります推移表の未収金額のとおり、平成28年度の未収金は1億2,125万6,000円と、前年度に比べ350万6,000円増加しております。

この要因は、返還者数の増により、推移表の調定額のとおり、平成28年度の調定額が11億9,908万4,000円と、前年度に比べ1億27万8,000円増加したこと、4月に発生した熊本地震の影響により未返還者が増加したこと、過年度分の滞納者については、平成22年度から給与差し押さえ等に取り組んできましたが、その結果、勤務先不明者や生活保護受給者等の回収の困難な未納者がほとんどとなり、延滞者が固定化していることなどが要因として考えられます。

なお、御参考までに次のページに、平成16年度以降の調定額、未収金額等の推移を表とグラフにしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

今後とも引き続き、滞納発生後の速やかな督促を徹底するとともに、過年度滞納分については、延滞の固定化を防ぐため、長期間未払いの者を対象に差し押さえ等の強制執行を実施するなど、未収金の解消につなげていきたいと考えております。

続きまして、22ページの平成28年度不納欠損に関する調べをお願いいたします。

育英資金の不納欠損でございます。

平成28年度は、右欄備考のとおり、3件の不納欠損を行っております。

不納欠損の理由は、記載のとおり、1件は、奨学生の死亡による返還免除に伴う不納欠損でございます。その他の2件は、奨学生及び連帯保証人が県の債権について破産免責

決定を受け、弁済責任のある者がなくなったもの、また、奨学生が行方不明になり、連帯保証人から時効の援用があったことが理由です。

高校教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高本義務教育課長 義務教育課長の高本でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の46ページをお願いいたします。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

主なものとしましては、国庫補助金のスクールカウンセラー等配置事業費補助や被災児童生徒就学支援等事業費補助でございます。

被災児童生徒就学支援等事業費補助は、熊本地震により被災し、経済的理由により就学困難となった児童生徒に対して、必要な就学援助を行った市町村に補助金を交付するものでございます。

次に、諸収入の雑入でございますが、不納欠損額はございませんが、収入未済額330万3,000円を計上しております。これはスクールカウンセラー報酬等返還金に係るものです。これについては、後ほど附属資料において説明いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の47ページをお願いいたします。

教育総務費の教育指導費の主なものとしましては、外部専門家による学校支援充実事業に要した経費でございます。これは、いじめ、不登校の積極的予防と解消を図るため、学校における教育相談体制の充実及び校内研修等の支援を行うものでございます。

不用額については、主に補助対象経費の所要見込み額が減ったことによる補助金の執行残等でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

19ページの平成28年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

収入未済額につきましては、スクールカウンセラー報酬等返還金に係る分でございます。

収入未済額は、1の平成28年度歳入決算の状況に記載のとおり、330万3,000円でございます。これについては、3の平成28年度収入未済額の状況のとおり、分割納付中となっております。

4の平成28年度未収金対策に経緯を記載しておりますが、本件は、県が平成12年に任用したスクールカウンセラー1名が、資格要件を満たしていなかったことが後日判明したため、任用当時に遡及して任用を取り消し、支払った報酬等の返還を求めているものです。

平成16年12月に返還が確定しましたが、少額の返還にとどまっております。平成23年度以降は、債務者が就職したため、年度ごとに分納誓約書の提出を求め、当該計画に沿った返還がっております。平成28年度は、10万5,000円の返還を受けたところです。

ただ、昨年度途中で体調を崩すなどして定職につけなくなったことから、計画どおりの返還が困難な状態が続いております。このため、本人に電話や面談を行うなどして、返還の督促に努めているところです。

今後も引き続き、本人の就業状況等を確認しながら、未収金の回収に努めてまいります。

義務教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○藤田特別支援教育課長 特別支援教育課の藤田でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料48ページをお願いいたします。

国庫支出金でございますが、主なものとしては、国庫補助金のインクルーシブ教育システム構築事業費の補助でございます。

次に、50ページの諸収入でございますが、主なものとしましては、特別支援教育支援員の雇用保険料徴収金でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の51ページをお願いいたします。

まず、教育総務費の教育指導費でございますが、主なものとしましては、ほほえみスクールライフ支援事業に要した経費でございます。

ほほえみスクールライフ支援事業では、特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童生徒の学習環境整備と保護者負担の軽減のため、特別支援学校に看護師を配置しております。

主な不用額につきましては、ほほえみスクールライフ支援事業において、医療的ケア対象者が見込みよりも少なかったことによる執行残でございます。

次に、52ページの特別支援学校費でございます。

特別支援教育環境整備や特別支援学校の運営等に要した経費でございます。

不用額は、県立特別支援学校管理運営費の経費節減による執行残でございます。

特別支援教育課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○徳永人権同和教育課長 人権同和教育課長の徳永でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

資料説明の53ページをお願いいたします。

国庫支出金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

諸収入につきましては、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございますが、現年度分、過年度分、年度後返納分を合わせて4,137万8,000円が収入未済となっております。

ります。なお、不納欠損額は56万7,000円となっております。

この未収金対策につきましては、催告とあわせて分割納付を指導するなど、関係市町村と連携して未収金の回収に努めているところでございます。詳細につきましては、後ほど附属資料で説明をさせていただきたいというふうに思います。

次に、歳出について御説明いたします。

資料の54ページのほうをお願いいたします。

教育総務費の教育指導費につきましては、人権教育を推進するための経費及び各種人権教育研修事業等に係る経費でございます。

次に、高等学校費の教育振興費につきましては、高等学校等進学奨励事業に係る経費でございます。

次に、社会教育費の社会教育総務費でございますが、これは人権教育関係補助事業等に係る経費でございます。

次に、附属資料について御説明いたします。

別冊の附属資料の20ページ、平成28年度収入未済に関する調べ、こちらのほうをよろしく申し上げます。

1の平成28年度歳入決算の状況は、備考欄に記載のとおり、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金回収金でございます。これは、現在、新たな貸し付けは行っておりませんが、平成17年度までに貸し付けた高等学校、大学等の奨学資金の償還金でございます。

2の収入未済額の過去3カ年の推移は、下段の合計欄のとおり、収入未済額は年々減少をしております。

次に、21ページをお願いします。

3の平成28年度収入未済額の状況の右欄の合計欄、こちらのほうをごらんください。

奨学資金の未納者は、上段の奨学資金貸付金回収金分と下段の年度後返納分を合わせますと192人であり、その内訳は表のとおりで

ございます。

なお、その他につきましては、現在、奨学生本人の状況を確認し、今後、分割納付等につなげていくものなどがございます。

4の平成28年度の未収金対策につきましては、1の実施した取り組み内容の現年度分に記載のとおり、滞納発生後は、未納者に対して、年間を通じて電話や文書による催告を実施し、関係市町村担当者に対して返還事務説明会を開催しております。

また、過年度分の1行目に記載のとおり、未収金特別対策として、関係市町村の担当者と一緒に未納者の自宅を訪問し、未納者の生活状況等を把握した上で、状況に応じた返還指導を行っているところでございます。県外在住者につきましても、個別訪問による直接交渉を行っております。

2の取り組みの成果につきましては、3段目に記載のとおり、収入未済額は4,137万8,000円となり、前年度末の4,561万円から423万2,000円の減となっております。

次に、附属資料26ページの平成28年度不納欠損に関する調べ、こちらのほうをお願いします。

備考欄に記載のとおり、地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金について、行方不明者1人に係る56万7,000円を、返還債務の免除に関する条例第2条第1号の規定により不納欠損処分を行ったものでございます。

人権同和教育課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○西村体育保健課長 体育保健課長の西村でございます。

まず、歳入について御説明いたします。

説明資料の55ページをお願いいたします。

分担金及び負担金の武道館運営費負担金でございますが、これは熊本武道館の管理、運営に係る熊本市分担金でございます。

次に、55ページから56ページの使用料及び

手数料でございますが、主なものとしましては、55ページの県民総合運動公園施設使用料でございます。

次に、56ページから58ページの国庫支出金でございますが、主なものとしましては、56ページの災害復旧への国庫補助金である教育災害復旧費補助でございます。

次に、58ページの寄附金の県立体育施設寄附金でございますが、これは熊本地震関連の義援金及び寄附金でございます。

次に、諸収入でございますが、主なものとしましては、最下段の雑入であり、そのほとんどが日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金でございます。

なお、歳入につきましては、不納欠損及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料の59ページをお願いいたします。

まず、保健体育費の保健体育総務費でございますが、主なものとしましては、日本スポーツ振興センター事業や県立学校における健康診断、防災教育推進事業などに係る経費でございます。

不用額につきましては、主に日本スポーツ振興センター事業の災害共済給付金の執行残でございます。これは、学校管理下での児童生徒のけが等が少なく、災害共済給付金の支出が抑制されたものでございます。

次に、体育振興費でございますが、主なものとしましては、優秀競技者・指導者育成支援事業やオリンピック選手育成事業、国民体育大会などに係る経費でございます。

不用額につきましては、主に国民体育大会及び九州地区国民体育大会への派遣費用が見込みよりも少なかったためでございます。

次に、60ページの体育施設費でございますが、主なものとしましては、運動公園管理運営費、県営体育施設整備事業などに係る経費でございます。

不用額につきましては、主に災害復旧を優

先したことに伴い維持修繕経費が抑制されたためによる執行残でございます。

次に、災害復旧費の教育施設災害復旧費でございますが、これは熊本地震により被災した県営体育施設の災害復旧費でございます。

不用額につきましては、主に入札に伴う執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料について御説明いたします。

14ページの平成28年度繰越事業調べをお願いいたします。

県営体育施設災害復旧事業でございますが、これは県立総合体育館ほか5施設の災害復旧に係る経費を繰り越したものでございます。

繰越理由としましては、熊本地震による大規模災害復旧工事であり、入札不調等により適正な工期が確保できず、年度内の執行が困難となったものでございます。

体育保健課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂田孝志委員長 以上で教育委員会の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○村上寅美委員 確認で、もうちょっと説明をもらいたいと思うんだけど、貸付金で言うでしょう、貸付金。これは学校を經由して貸しているんですか。それとも、ダイレクトに貸し付けているんですか。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

育英資金の貸付金についてでございますけれども、これは直接県のほうから御本人たちの口座へということ……

○村上寅美委員 学校を出てから、ストレー

トに貸すわけ。

○牛田高校教育課長 高等学校在学中に貸しております。

○村上寅美委員 在学中でしょう。そうすると、学校の責任というか、保証というか、そういうあれはないわけ。

○牛田高校教育課長 貸し付けの申請のときには、学校からの書類、学校を経由して出てきますので、学校も、内容等も確認し出しているわけですが、その後、返還については、卒業した後、また、大学に進学しますと、その間は猶予になりますので、大学を卒業した後ということになりますので。

○村上寅美委員 ということは、ないということだね。ということは、責任はないということたい、保証はね。書類の手續、その他はやって、申請もそこからするけど、後の保証関係とか責任とかというのは、一切学校はもう関係ないということですか、結論を言うなら。

○牛田高校教育課長 実質的に返還が始まったときには、学校はかかわっておりません。

○村上寅美委員 その辺は、貸し付けるとき、手續は学校がしてやる。それで、保証をとるの、一般から。

○牛田高校教育課長 連帯保証人をつけていただきます。

○村上寅美委員 何名。

○牛田高校教育課長 1名でございます。

○村上寅美委員 保証人というのは、資格を

県は調査して保証人に適用するの。それとも、書類上もうぱっとするの。

○牛田高校教育課長 保護者ですとか、一定の条件はございますけれども、細かい審査を直接的にしているということではございません。

○村上寅美委員 審査はするけど、保証はないわけだね。

○藤川隆夫委員 貸し付けの未収金対策で、いろいろな形で文書を使ったり、人が訪問したり、さまざまな形で全てのところはやられると思うんですけども、この未収金の回収のためのチームみたいなやつはつくってあるんですかね。

○牛田高校教育課長 現在、本課に就学支援の係がございまして、常勤の職員以外に、その回収等に当たる非常勤の職員も8名入れて当たっているところでございます。

○藤川隆夫委員 非常勤が8名、ほかに全体としては何名ぐらいなんですか。

○牛田高校教育課長 係としましては、職員が5名プラス非常勤の嘱託で8名でございます。

○藤川隆夫委員 13名でやられているわけなんですけれども、今回の教育委員会の中に未収金の回収の部分が何本かありましたよね。これは、全体で今言った数というふうに考えていいんですか。

○牛田高校教育課長 今私が説明いたしましたのは、育英資金ということで、高校教育課の所管の分でございます。

○藤川隆夫委員 こういうような形での未収金の回収については、やっぱりそれなりのある程度の経験を踏み、そして、それなりのノウハウを持っている人間がいないと、恐らく難しいと思うんですね。それで、なかなか結局回収できてない部分があると思うんですよ。だから、これは縦割りの中での未収金の回収をやるんじゃないかと、教育委員会の中に1本そういう未収金対策のようなものがあって、その中で何本かあった未収金の回収をやっていくのが、本来そっちのほうがスムーズに進むんじゃないかと思うんですけども、今の状況はそぎゃんじゃないというふうに理解しとけばいいんですか。

○牛田高校教育課長 そのように認識しております。

○藤川隆夫委員 できれば、教育委員会の中にそういうのをつくってもらったほうが私はいいんじゃないかなと思うので、一応提案だけさせていただきます。

○村上寅美委員 さっきの関連だけど、そうすると、受け付け、受理はするけど、保証人は、審査のとき調査をすると言うけど、金額を教えて、ちょっと。幾らぐらい貸し付けはあるの。

○牛田高校教育課長 29年3月現在の全ての貸し付け、これは今在学してまだ借りている方も含めてでございますけれども、約92億7,000万円でございます。

○村上寅美委員 貸し付けが。

○牛田高校教育課長 はい。

○村上寅美委員 そうすると、これは毎年繰り返すことになるから、金額の残高を含めて。そ

うすると、大体1年間に幾らぐらい返ってくるの。

○牛田高校教育課長 先ほど、現年度調定額と申しあげました約11億、12億という数が、その年に返還していただく額でございます。

○村上寅美委員 そうすると、貸し付けですから、当然金利が発生するね、これには。

○牛田高校教育課長 貸与そのものには、金利はこの奨学金の場合つきませんで、ただ、滞納しますと金利がつくと。

○村上寅美委員 延滞金はつく。

○牛田高校教育課長 延滞金にはつきません。

○村上寅美委員 貸し付けそのものにはつかない。

○牛田高校教育課長 はい。

○村上寅美委員 貸付制度というのは、このパターンというか、何年ぐらい、支払いは、期間は。

○牛田高校教育課長 貸与期間の最大3倍の期間で返還することになっております。

○村上寅美委員 高校の場合だったら、3年の3倍、9年ね。この間は、金利はつかずに、9年間で返せばいいわけたい。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

○増永慎一郎委員 一般質問等でもちょっとお伺いはしたんですけども、教育長の決算概要説明書の中で、昨年の指摘というか、報告の中で、高校再編整備で閉校となった跡地

の利活用についてなんですけれども、何というか、教育委員会とこれは町の関係自治体と協議という形で書いてありますけれども、教育委員会と町の自治体と、それから要は閉校した地域の人たちの感覚の中には、かなりの差があるのではないかというふうに思っております。

何というか、毎年こういう形で進んでいるようには見えるんですけども、進んでいるところは一部であって、進んでないところは全然進んでないんですよ。例えば、山都町に矢部高校がありまして、蘇陽高校が閉校しまして、蘇陽高校の閉校跡地の問題も、町の役場に話をしている、そして役場と打ち合わせをしていく中で、要は、役場としては、県の持ち物だから県がきちんとやるべきでしょうという考え方があって、そうすると、県の教育委員会としては、それは自治体にちゃんと聞いてからしかできないから、自治体に聞いているという話になるわけなんです。

実際、一番活用したくて、地元でも一番困っていらっしゃるの地元の方なんです。だから、その辺の何か関係等をきちんとやらないと、これはまた多分私お願いとして、ことしの決算特別委員会でも、またこのまま載せてくださいというお願いをしようというふうに思っているんですけども、何か全然進まないんですね。

中には、自分たちで活用したい、何とか自分たちで活用ができないかという形で前に進みたいけれども、県は自治体のほうに言っているというふうな形になって、時間が何年かたった後に、今回は多分3年か4年たっていると思います。そうしたら、自治体のほうが、いや、もう使わないから県のほうでどうにかしてくださいという返事が返ってくる。

何を言いたいかというと、スピード感が全くないんですよ。これは閉校したときの約束事なんです、いわゆる。ですから、約束は誰としたかということ、何というか、よ

く考えていただいて、もうちょっとスピーディーにしてほしいんですけども、この件に関して、誰でもいいですから。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

今委員からございましたとおり、それぞれの跡地によって進みぐあいに差が生じているというのは、そのような状況は確かにございまして、なかなかまだ、時間がたちましたけれども、進んでないところもございまして。

これまでも地元の自治体等と色々な協議を進めておりますけれども、それでもまだ進まないところもございまして、工夫をしながら、地元の方の意見等もさらに吸い上げながら、例えば、今は民間への売却とか貸し付け等についてはまだ具体的な検討をしておりますけれども、例えば民間への貸し出し等につきましても、今条件とか方法等、何かないかということで検討を始めさせていただいているところでございます。先に進めるように、今後とも努力していきたいと思っております。

○増永慎一郎委員 まあ、やります、していますというふうな話で、今からやっていきますという形なんですけれども、そういった施設がそのまま残っていると、何というか、幽霊屋敷じゃないですけども、そういうような形になって、何か非常に防犯上も悪いですし、見かけも悪いということなんです。

特に、蘇陽高校の跡地なんかというのは、横に幣立神宮がありまして、かなりの人が来られていて、やっぱり施設のちよつと何か怖いような感じがするという話も出ています。ですから、これは旧蘇陽高校に限らず、よそのところでもそういう話が多分出てくるんじゃないかというふうに思っております。

年数がたてばたつほど、利活用は多分できなくなると思うんですよ。ですから、やっ

ぱりきちんと期限を切っていただいて、お金かかっても、これ以上使いようがないのであれば更地にするとかですね。そういう部分を、ぜひ、何というか、早急にそういう計画をつくっていただいて、やっぱり自治体とか、その地元の人たちに示すということをやっていたらいいというふうに思っています。これはもう要望でいいですから、ぜひお願いをしておきます。

○氷室雄一郎委員 私も増永先生と同じで、もう10年ぐらい前からこういうお話はしてあるんですけども、検討委員会はつくりましたと、検討していますということですが、例えば松島商業なんか、あれは上天草市はもう要らぬと言いますとですか。どうなんですか。

○牛田高校教育課長 相談する中で、具体的な活用については、市のほうからもまだ伺っておりませんので、新たな方法も含めて、これから検討しなくちゃいけないというふうに思っているところでございます。

○氷室雄一郎委員 松島商業の場合は、もう何年たっていますか、閉校から。

○牛田高校教育課長 閉校が24年3月でございますので、もう5年半たっておるところでございます。

○氷室雄一郎委員 質問するたびに、検討委員会をつくって検討しているという、その答弁が精いっぱいなんですよね。だから、さっき増永委員がおっしゃったように、だんだんだんだん長くなればなるほどやっぱり活用は難しくなると思うんですよね。

これは、この部署の方々も少ないし、県庁全体でやっぱり考えないかぬ問題ですけども、何かプロフェッショナルみたいな人はお

られると思うんですけども、何か結論を区切ってやっぱり集中的にやるとか、本格的にやらぬ限りは、これはもう流れに任せとってもらえないと思うんです。だから、課長の時代で結論を出すなら出して頑張っていたかぬかぬと思います。要望だけです。

○村上寅美委員 さっきのは、教育長にお尋ねするけど、約92億、約100億ぐらいあるんですね、貸し付けが。約100億、90億以上。そうすると、11億2,000万ぐらいが返還と、毎年。ということは、80億近くがずっと寝ているわけですね、回転して。

だから、例えば、学校から書類整備をして就職しますね。だから、就職先に、まあ9年間という話だったけど、9年間なら9年間を保証してもらわねばいかぬですか。給料からですね、無理せぬ程度で。

でないと、何もこの行政の——私は、行政の垂れ流しと思うですよ、こういうのは。締めがないんだから。今先生が言うように、時間がたてばたつほど、じゃあ法的整理というような形に持っていく以外ないわけね、保証人にとっても、払わぬから。そうすると、今人材は足りぬのだから、やっぱり企業に対して、就職するとき、企業に対しての条件としてその辺を、まあどうかなとも思うけど、どうでしょうかね。

余りにも無責任、結果としてはこれは無責任だもん。行政は、その間で、彼らもう2年か3年で転勤していく。そうすると、ずっと流れていく。期間はたつ。そうすると、もう最後は行政だから仕方がないと。まあ法的処理はするけど、要するにとれることを考えなきゃいかぬと思うならば、我々小さい会社だって、やっぱり今求人になかなかいないから、いろんな条件を会社はのむんですよ。のんでいい人材を、人材がいなきゃ企業はできぬから。

だから、例えば他県も含めて、まあ九州ぐ

らいでもいいけど、もうちょっと知恵のあるやり方ができはせぬかなと。これは双方いいと思うたいね。義務化がないものだから、ただ就職をあっせんするだけで。その辺はどう思うか、課長。

○牛田高校教育課長 今ございましたけれども、現段階で、そのような形は確かにとっていないところがございます。

高校卒業する段階でも、高校は、その返還金が次の後輩たちの資金になるということを精いっぱい説明してやっているところですけども、その後の就職、しかも、直接就職せずに、間にまた大学等がありますと、その間猶予がありまして、大学卒業後の返還ということになりますので、なかなか直接的に卒業段階でそこまで今できてない状況はございます。

ただ、大事な貸付金でございますので、引き続き回収するための努力はしなくちゃいけないということと、九州各県の担当者会議等もございますので、そういったところで情報交換して、いろんな工夫ができないかはまた考えていきたいと思っております。

○村上寅美委員 今氷室先生が言われたように、時間は8年も9年もたっていくということで、いいことじゃないわけよね。だから、やっぱり仕切りというのは、補助じゃないんだから、貸付金だから、自分は払わなくちゃいかぬという意識を持ってもらうことが大事と思うんだよね。と、教育長、私は思います。これは、企業だったら、それはでけぬですよ。行政だからできるけど、その辺はちょっと検討してもらいたいなと。どぎゃんですか、手を挙げられた。

○宮尾教育長 御指摘ありがとうございます。

いろんな課題がありますけれども、少し研

究する時間も必要かなと思っております。

卒業した子が——今ここ数年は非常に人手不足ですけども、それまでは逆の時代が随分長うございましたので、ですから、子供のその負債まで含めたところで企業に受けとめてもらうかという部分は、やはり課題もございますし、個人情報の部分もありますので、少しあわせて研究させていただければと思います。

○村上寅美委員 するという結論は要らぬけど、それから、検討してくれと先生も言われたように、もう10年ばかり言っても、努力します、努力しますじゃ、底がみそこしじゃいかぬから。だから、何か制度をつくってやるということは、本人の自覚にも影響するし、雇用するほうもそうだから。

まあ、熊本県だけどうこうと言うわけにはいかぬだろうから、さっき課長が言ったように、九州の他県とか全国のレベルの利点とかを研究して、何とか歯どめはかかるようなことを検討する必要がありやせぬかなと。答弁要りません。要望しときます。

○坂田孝志委員長 ほかにございせんか。

○増永慎一郎委員 説明資料の36ページですけども、2段目のところの不用額を生じた理由の中に、高校生キャリアサポート事業、1,997万1,000円の不用額という形で、このキャリアサポート事業の内容をちょっと説明していただきたいんですけども。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

キャリアサポート事業でございますけれども、就職をする子供たちが多い学校に、キャリアサポーター、もしくは特に工業高校には仕事コーディネーターということで、民間企業等を卒業した方を配置しまして、そして、

その方等に企業の情報収集、あるいは集めた情報を生徒、進路担当の職員あるいは場合によっては保護者にも提供し、就職につなげる。

それから、工業高校の仕事コーディネーター、これは平成28年度から新たにその一部をそういう特化した事業にしたんですけれども、特に工業高校で県外への流出が多うございますので、より工業高校には地元企業を中心に情報提供するというところで行っているところがございます。

いずれにしても、高校生の就職あるいは地元定職につなげるための事業というふうなことでございます。

○増永慎一郎委員 何か県内企業に高校から、何というか、どこかグランメッセか何かであるところに高校生がバスか何かで行って、これは多分商工観光労働部の事業だというふうに思うんですけれども、そういうのがあると思うんですけれども、そういったものとは全く関係ないんですか。

○牛田高校教育課長 今委員からございました、ちょうどきょうグランメッセでその事業があっておりますけれども、それは本課ではありませんで、別の部局ですとか、それから雇用促進協会等が経費を出してしておられますけれども、それとは別に、個別に学校に勤務していただいて、まあ足を使って回っていただいて情報収集をし、その情報を子供たちに伝えるという仕事でございます。

○増永慎一郎委員 実は、今グランメッセである部分に関して、そういった部分で、要は就職のサポートというよりも、就職について考えるというのが、なかなか学校内で、要は実業系の学校といわゆる進学校との間ではかなり開きがある。特に、進学校の中では、そういう話を全くしていないということで、

進学校ですから、そのまま大学に行くということで、就職じゃなくて進学するから、その県内企業等のアピール、PR等があんまり要らないというふうな考え方が何か中心になっているみたいな感じがするんですよ。

ところが、今やっぱり県内企業は優秀な人材が欲しいということで、大学になって初めて、就職活動前に自分の会社とかを知ってもらう機会を初めて得られるわけなんです。しかしながら、やはり地元の大学に、例えば県立大学に行くとか熊大に行くとか、またほかの大学に行って帰ってきて県内の企業に就職するという考え方を持つためには、やっぱり鉄は熱いうちに打てという話もありますけれども、進学校でも、やっぱりきちんとそういった就職あたりの話というのは私はしていかなければいけないというふうに、今のうちからしていかなければいけないというふうに思っているわけなんです。

ただ、3年生がメインでやっていらっしゃると思うので、進学校については、3年生の今の時期というのは、もう受験勉強の真っ最中ですから、なかなか難しいんでしょうけれども、やっぱり1年生、2年生のうちにこういった形で、こういったキャリアサポートの執行残があるような形であれば、やっぱりいわゆる進学校と呼ばれるところにもきちんとお金をかけて、県内企業にはこういうのがありますよと、もし大学で勉強しても、県内企業にこういったいい企業があるので、ぜひとも戻ってきて就職をしてくださいというような、何か教育あたりも入れていったほうがいいと思うんですけれども、そういうのは全くないんでしょうかね。

○牛田高校教育課長 このキャリアサポート事業は、あくまでもすぐ卒業する子供たちに特化した事業でございますので、どうしても就職する子供たちが多い学校になっていきますけれども、今委員からありましたように、普

通科におけるキャリア教育が非常に大事だということ、私たちが今認識しているところでございます。

それまでは、普通科で、どちらかというところ大学の学部学科に関する進路指導研究が多かったんですけども、今は各普通科の学校も、多くの学校で職業に関する講話等を県内の企業の方等の協力でしていただいたり、それから、普通科でも、インターンシップを高校、主に1年生、2年生になりますけれども、そういったことを積極的にするよということを今指導しております、参加の数としましては、必ずしも普通科の場合全員とはいきませんが、学校としましては、全ての学校が今インターンシップに取り組んでいるところがございますし、また、少しずつその数もふえているところがございます。

引き続き、委員ございましたとおり、やはり大学に行くにしても、職業を知った上でないと適切な大学の学部学科の選択にもつながりませんので、そういう視点で今後とも指導していきたいと思っております。

○増永慎一郎委員 今中学2年生が、必ず、何というか、仕事の勉強をしに、3日間ですかね、行っているというふうに思います。ですから、義務教育から高校教育になっても、この流れが続いていって、要は勉強するのがあれじゃなくて、最終的にはどんな仕事をするのかというのが一番大事になってくるというように思っておりますので、その辺はやっぱり早目にきちんと、何というか、学校でも取り組んでいただいて、なるべく県内の企業にというか、熊本県に戻ってきてもらうというような形で、ぜひよろしくお願いをしたいというように要望しておきます。

○坂田孝志委員長 ほかにはございませんか。よろしいですか。——なければ、これで教育委員会の審査を終了します。

今回の第8回委員会は、11月13日月曜日午前10時から開会し、取りまとめを行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもって本日の委員会を閉会します。

本日は御苦労さまでした。

午後2時30分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長